

## III. 関連資料編

---

# 1. 総論

---

# 建設産業政策会議について

劇的な進展を遂げるAI、IoTなどのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うため、学識経験者、民間有識者、建設産業関連団体から構成される「建設産業政策会議」を設置（座長：石原邦夫 東京海上日動火災保険相談役、座長代理：大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）。また、「建設産業政策会議」のもとに、3つのWG（法制度・許可WG、企業評価WG及び地域建設業WG）を設置。

## 【検討体制】

### 建設産業政策会議

座長：石原邦夫（東京海上日動火災保険相談役）  
座長代理：大森文彦（弁護士・東洋大学法学部教授）

法制度・許可  
WG

企業評価  
WG

地域建設業  
WG

座長：大森文彦  
（弁護士・東洋大学  
法学部教授）

座長：丹羽秀夫  
（公認会計士・税理士）

座長：大橋弘  
（東京大学大学院経済学  
研究科教授）

## 【開催経緯】

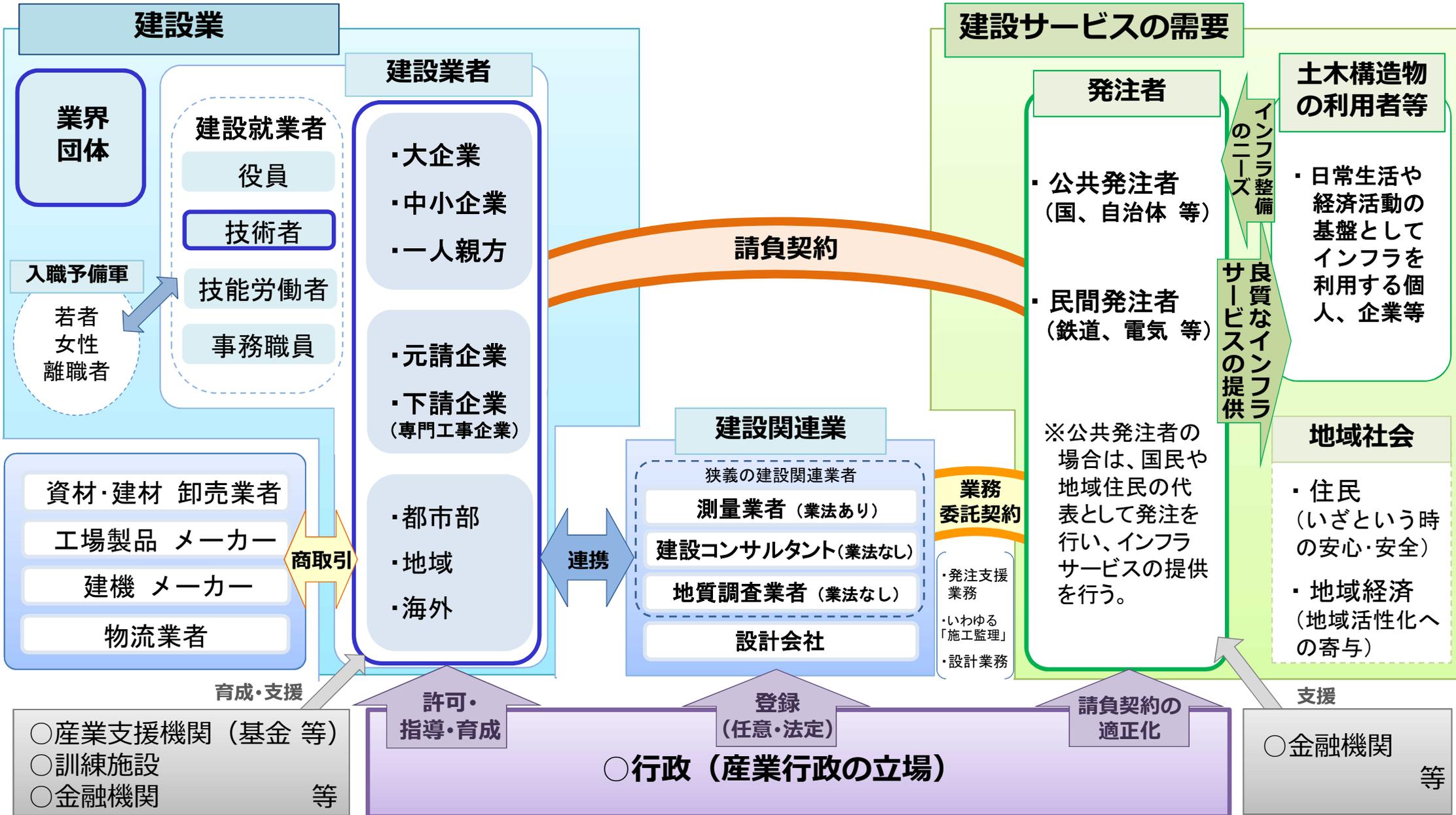
第1回：平成28年 10月11日  
第2回：                  12月22日  
第3回：平成29年  1月26日  
第4回：                  3月16日  
第5回：                  5月29日  
第6回：                  6月13日  
第7回：                  6月30日

※そのほか、各WGを平成29年2月以降3回ずつ開催し、本会議とあわせて計16回の議論を実施。

# 誰のための、何のための建設産業（現状の主なプレーヤー）

**土木**

建設産業は、インフラの整備・維持管理等を通じて良質なインフラサービスを提供するとともに、地域住民の安心・安全を確保し、地域経済を活性化する上で必須の存在

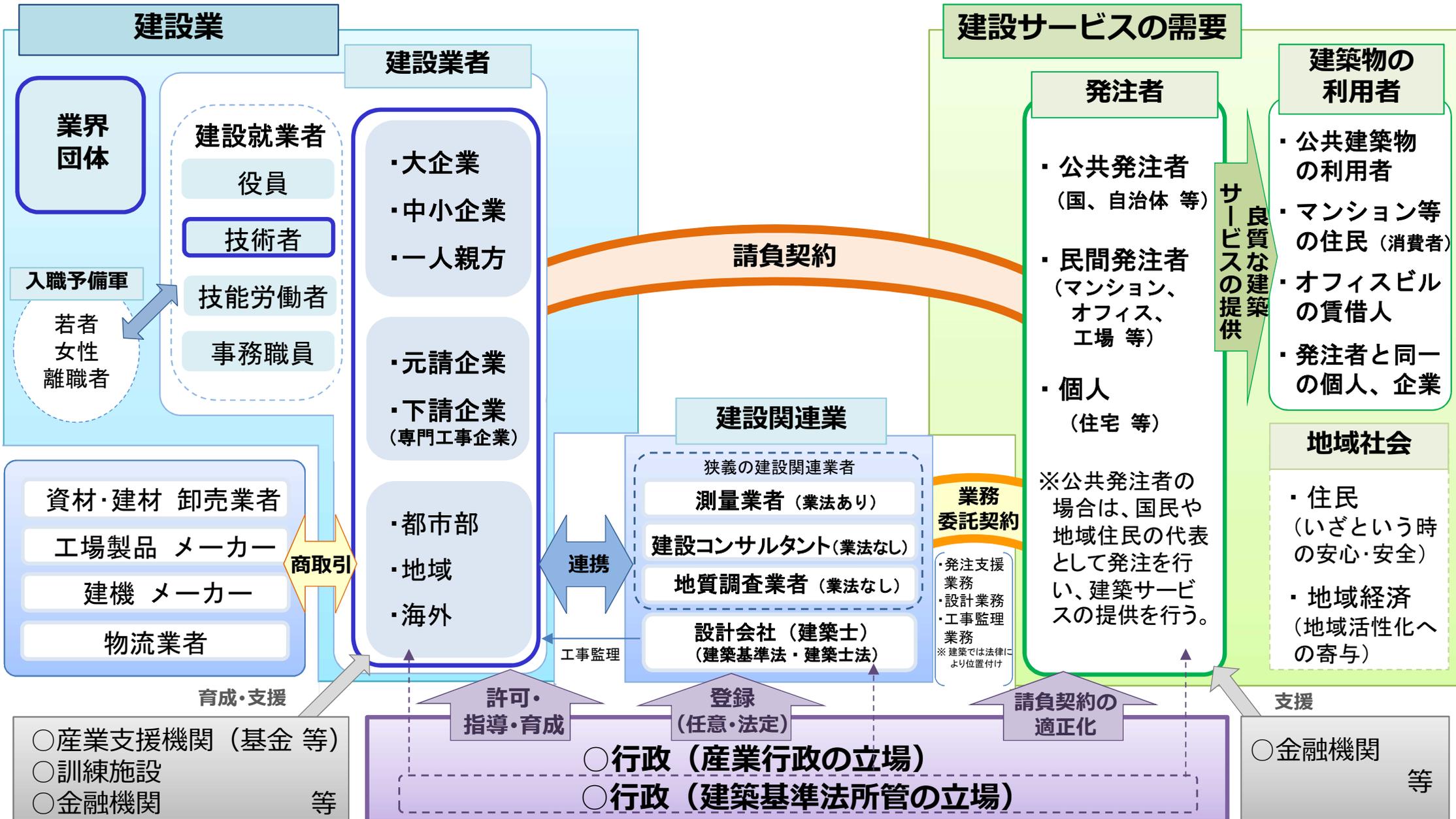


※ 太枠が現行の建設業法の射程範囲

# 誰のための、何のための建設産業（現状の主なプレーヤー）

## 建築

建設産業は、建築物の整備・維持管理等を通じて良質な建築サービスを提供することに加え、住宅など、国民の基本的な生活を支える上で必須の存在



※ 太枠が現行の建設業法の射程範囲

# 建設工事の態様別の特徴

	土 木	建 築
公 共	<p>&lt;公共土木の例：道路、下水道、護岸&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者による設計、検査、出来高管理</li> <li>・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている               <ul style="list-style-type: none"> <li>－品確法による従業者の労働環境等への配慮</li> <li>－安全確保や社会保険加入等の推進</li> </ul> </li> <li>・発注者ごとの能力差が大きい</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公物管理法に基づく構造基準等(例えば道路構造令)に適合すること</li> <li>・設計や工事監理に関する業務は法定されていない(法律上の資格は求められていない)</li> <li>・建設業法、入契法、品確法等における位置付けあり</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請の重層化の程度は、一般に建築より少ない</li> </ul>	<p>&lt;公共建築の例：学校、公営住宅、庁舎、病院&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者による設計、検査、出来高管理</li> <li>・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている               <ul style="list-style-type: none"> <li>－品確法による従業者の労働環境等への配慮</li> <li>－安全確保や社会保険加入等の推進</li> </ul> </li> <li>・発注者ごとの能力差が大きい</li> <li>・一般に、予算額ありきの工事金額になりやすい</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別法に基づく構造基準等(例えば医療法施行規則)に適合すること</li> <li>・建築基準法への適合、建築士法に基づく工事監理等の実施</li> <li>・設計や工事監理について、法律上の有資格者が行うことが必要</li> <li>・建設業法、入契法、品確法等における位置付けあり</li> </ul>
	民 間	<p>&lt;民間土木の例：鉄道、電線路、発電用ダム&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者は鉄道や電気等のインフラ業が大半であり、発注に精通している者も多い</li> <li>・発注者として施工段階での関与は多い</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道営業法や電気事業法等の関係基準に適合すること</li> <li>・設計や工事監理に関する業務は法定されていない(法律上の資格は求められていない)</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請の重層化の程度は、一般に建築より少ない</li> </ul>

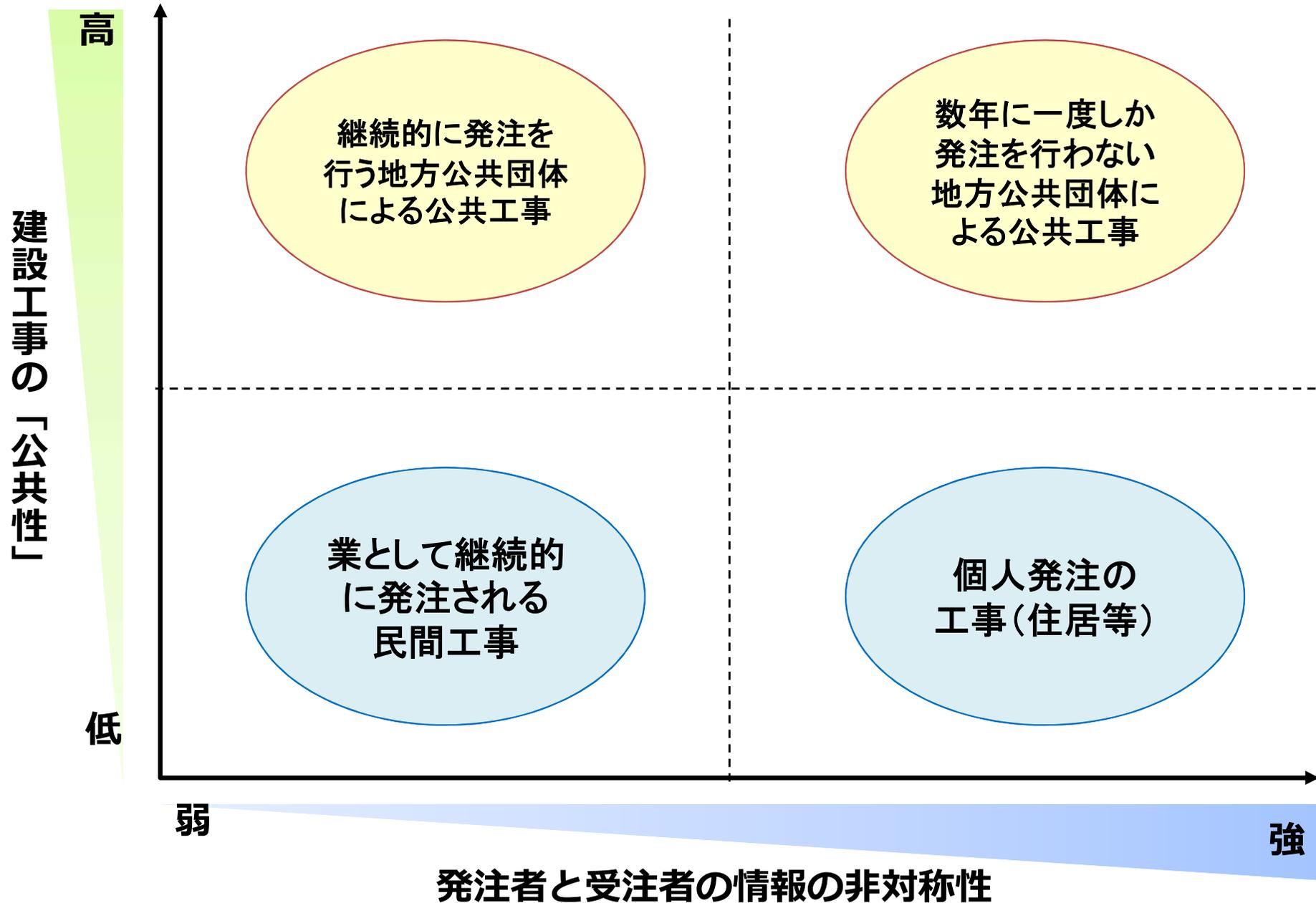
# 民間建築工事における発注者別の態様と特徴

発注者 類型	工事目的物 (例)	一般的な 発注能力	工事目的物の 所有者	エンド ユーザー	主な契約関係者
業を営む 上で継続 的に工事 の発注を 行う企業	分譲マンション	○	マンション 購入者	マンション 購入者	発注者-マンション購入者(売買契 約)、発注者-建設会社(工事請負 契約)
	賃貸マンション	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
	賃貸オフィス ビル	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
その他の 企業	工場、自社ビル	様々	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	商業施設	様々	発注者	テナント 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
個人	賃貸アパート	×	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
	個人店舗	×	発注者	所有者 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
	一戸建て	×	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)

※ 各類型においては、新築の場合とリフォーム等の場合とがある。

また、以上は一般的な例を示したものであり、実際には様々な業態があることを踏まえれば、これらに該当しない場合もあり得ることに留意する必要。

# 建設工事と発注者・受注者の情報の非対称性(概念図)



# 建設業における時間外労働規制の見直し

- 建設業は、従来、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという特性があることから、時間外労働の上限規制の対象外とされており、ゼネコンの現場技術者等において、残業時間が長い傾向が見られる。
- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が決定され(平成29年3月28日)、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上限規制を適用することとなった。
- 建設業については、業界団体からの意見や実態を踏まえて、以下の方向で見直すこととなった。
  - ①十分な猶予期間の設定 ②災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③発注者の理解と協力を得るための仕組み

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	≪同左≫
↓ 36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)  (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限  (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・ <u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

# 働き方改革実行計画(平成29年3月28日決定)

(現行制度の適用除外等の取扱)

- 建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

- 取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。
- 建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対応等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

## <目的、基本理念>

### 目的、基本理念

- <目的> (第1条関係)
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する
- <基本理念> (第3条関係)
  - 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
  - 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
  - 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

## <国等の責務、法制上の措置等>

### 国等の責務、法制上の措置等

- <国等の責務> (第4条から第6条まで関係)
  - 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
  - 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
  - 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる
- <法制上の措置等> (第7条関係)
  - 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

## <基本計画等、基本的施策>

### 基本計画等 (第8条・第9条関係)

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

### 基本的施策 (第10条から第14条まで関係)

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

## <推進会議の設置>

### 建設工事従事者安全健康確保推進会議 (第15条関係)

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (平成29年6月9日閣議決定)

## はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
    - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
  - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
    - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
    - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  - (1) 建設業者間の連携の促進

- (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
  - ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
  - ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
  - ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
  - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
  - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
    - ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
  - (1) 安全衛生教育の促進
  - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

## 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
  - (1) 社会保険等の加入の徹底
    - ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
  - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
  - (3) 「働き方改革」の推進
    - ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
  - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
    - ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
    - ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
  - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
  - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
  - (2) 調査・研究の充実
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
  - ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

# i-Construction ~建設業の生産性向上~

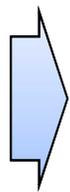
- 建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。
- 人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。
- 国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。

## 測量

**3次元測量**(UAVを用いた測量マニュアルの導入)



従来測量



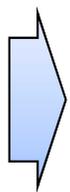
UAV(ドローン等)による3次元測量

## 施工

**ICT建機による施工**(ICT土工用積算基準の導入)



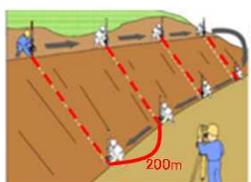
従来施工



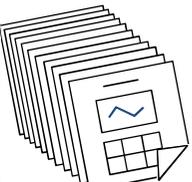
ICT建機による施工

## 検査

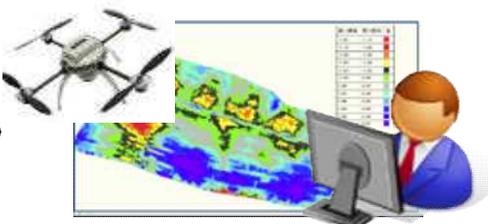
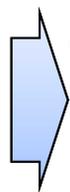
**検査日数・書類の削減**



人力で200m毎に計測

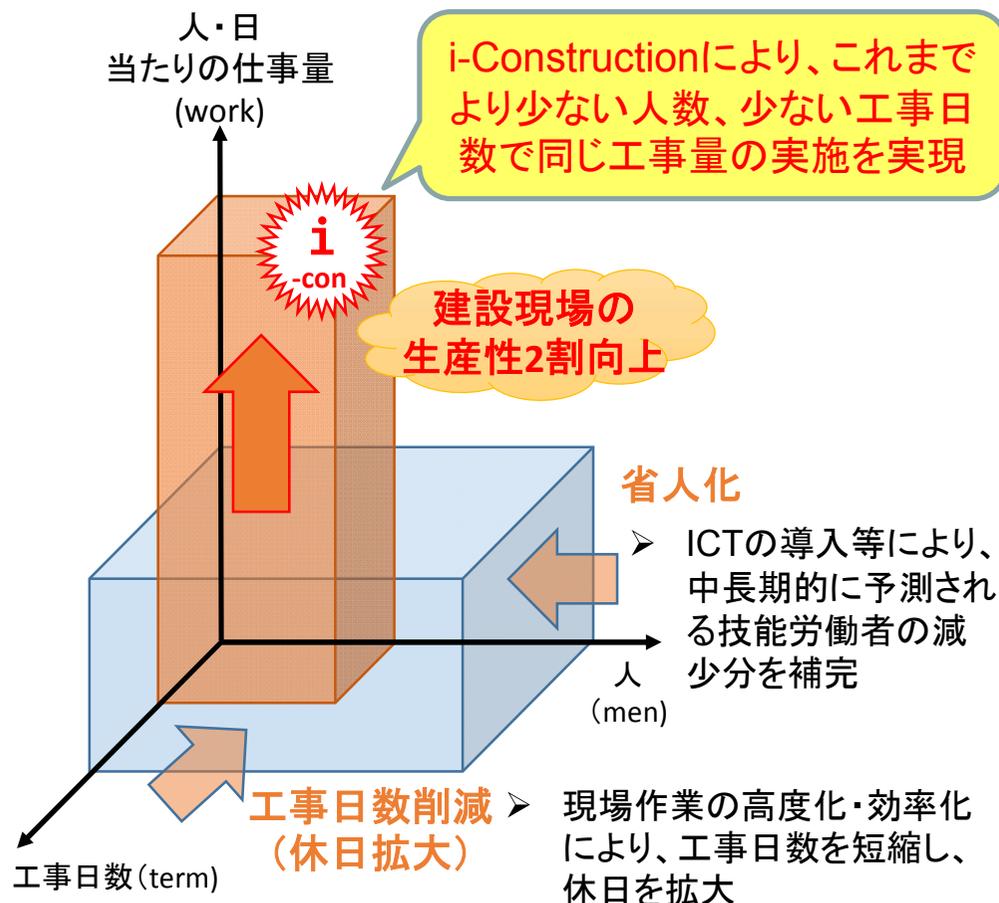


計測結果を書類で確認



3次元データをパソコンで確認

## 【生産性向上イメージ】



# 建設業の海外展開に向けた施策の概要

## 背景

- 「インフラシステム輸出戦略」等において、2020年に建設業の受注額2兆円の目標
- 我が国企業にとっても中長期的な国内市場の成熟を踏まえ海外市場への進出、受注の確保・拡大が不可欠
- 我が国企業の海外進出の社会的・経済的意義が大きい一方で、中国や韓国等の外国企業との激しい受注競争が存在

➔ 更なる海外展開を進めていくためには、官民が連携した一層の取組が必要

## ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府主導で環境整備を推進

### 二国間の枠組の構築・関係強化

- 我が国のプレゼンスを維持・向上させ、新規案件受注等につなげるため、我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の二国間の枠組を構築し、関係を強化。



日・ベトナム建設会議

### 制度整備・普及支援

- 新興国の円滑なインフラ整備に貢献し、我が国企業のビジネス環境の改善を図るため、我が国の土地・建設産業に関連する制度を新興国に紹介し、その整備・普及を支援。



カンボジアセミナーの様子

### 情報収集・提供

- 現地の制度や市場等に関する情報を収集し、海外進出する企業に対し、HP等を活用して広く効果的な情報提供を実施。

### 国際交渉の活用

- 投資協定等の交渉において我が国企業の進出環境を改善。また、相手国政府に対して国際約束の遵守や一層のビジネス環境改善を働きかけ。

## ビジネス機会創出

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、新ビジネスの展開や独自の技術・ノウハウの売り込みを促進

### 相手国政府と連携した事業チームの構築

- 我が国企業のPPP分野等への参入を図るため、プロジェクトの構想段階から相手国政府と連携し、我が国企業のプロジェクト参画を支援。

### 中堅・中小建設企業の海外進出支援

- 独自の技術・ノウハウを有する中堅・中小建設企業の海外進出を促進するため、ミッション団の派遣等による支援を実施。
- 中堅・中小建設企業の海外活動の実態等を把握し今後の支援方策を検討する有識者会議を開催。



海外進出戦略セミナー



ビジネスマッチング



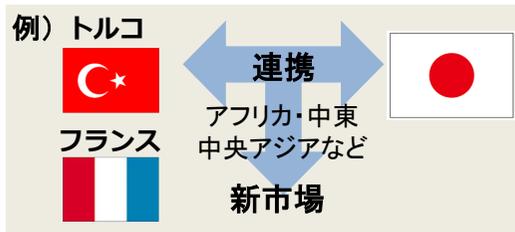
個別相談



海外見本市

### 拠点国と連携した第三国への展開

- 我が国企業の意欲がありながら進出が進まない新市場（アフリカ等）を対象として、経験豊富なトルコ等の「拠点国」の政府と協力関係を構築し、企業紹介・マッチング等を実施。



# これまでの主な建設産業政策

	建設産業を取り巻く情勢	提言された主な政策
建設産業政策大綱1995 (H7.4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非競争性・不透明性に対する国民の不信               <ul style="list-style-type: none"> <li>-ゼネコン汚職事件等</li> </ul> </li> <li>○経営環境全般に対する先行き不安               <ul style="list-style-type: none"> <li>-バブル崩壊後の民間建設市場の大幅な落ち込み</li> </ul> </li> <li>○新たな入札・契約制度への不安               <ul style="list-style-type: none"> <li>-一般競争入札の拡大等</li> </ul> </li> <li>○建設市場の国際化への不安               <ul style="list-style-type: none"> <li>-WTO協定の発効等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>-コストダウンに向けた企業体質の強化(コスト管理能力の育成)</li> <li>-業種横断的な拠点的教育訓練施設の整備</li> <li>-発注の平準化</li> <li>-トータルコストの低減(VE制度等)</li> </ul> </li> <li>○「技術と経営に優れた企業」による「自由に伸びられる競争環境」の醸成               <ul style="list-style-type: none"> <li>-元請企業の責任強化(リスクマネジメント)</li> </ul> </li> <li>○技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業への成長               <ul style="list-style-type: none"> <li>-技術者・技能者の育成・確保</li> <li>-人材配置の効率化等(多能工化等)</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
建設産業政策2007 (H19.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設投資の急激な減少               <ul style="list-style-type: none"> <li>-過剰供給構造、再編・淘汰は不可避</li> </ul> </li> <li>○談合廃絶への社会的要請</li> <li>○品質の確保に対する懸念               <ul style="list-style-type: none"> <li>-公共工事における極端な低価格による受注の増加</li> <li>-構造計算書偽造問題の発生</li> </ul> </li> <li>○将来の担い手不足への懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公正な競争基盤の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>-法令遵守ガイドラインの策定</li> <li>-談合廃絶に向けたペナルティの強化</li> </ul> </li> <li>○再編への取組の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>-経営事項審査の見直しにおける企業集団評価制度の創設</li> </ul> </li> <li>○入札契約制度の改革               <ul style="list-style-type: none"> <li>-総合評価方式の拡充</li> <li>-低価格入札対策の強化</li> </ul> </li> <li>○ものづくり産業を支える「人づくり」               <ul style="list-style-type: none"> <li>-基幹技能者の評価(経営事項審査の見直し)</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
建設産業の再生と発展の ための方策2011 (H23.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応、維持管理等を担える企業の不足</li> <li>○技能労働者の賃金低下、若手入職者の減少</li> <li>○技術者の不適正配置</li> <li>○業種区分の実態との乖離</li> <li>○価格競争の激化、地域建設企業の疲弊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域維持型契約方式の導入</li> <li>○社会保険未加入企業の排除</li> <li>○技術者データベースの整備・活用</li> <li>○入札契約制度改革の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>-地方公共団体等におけるダンピング対策の強化</li> <li>-受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
建設産業の再生と発展の ための方策2012 (H24.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災の被災地における入札不調、技能労働者確保の難化</li> <li>○就業者の高齢化、若手層の減少</li> <li>○受注競争の激化</li> <li>○地方公共団体の土木職員の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災の特例措置の検証、制度化</li> <li>○適正な競争環境の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>-公共調達の基本理念の明確化</li> <li>-適正な価格による契約の推進</li> </ul> </li> <li>○業種区分の点検と見直し</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div>担い手3法</div> </div> <p style="text-align: right;">等</p>

# 10年前と現在の関係指標の比較について

		概ね10年前（2007年）	2016年	備考
建設投資		47.7兆円（民間30.7、政府16.9）	51.8兆円（民間30.0、政府21.7）	
維持更新 （元請完工高に占める割合）		12.9兆円（24.8%）	15.8兆円（28.0%）※	維持更新の割合が増加
国等の官公需（工事）実績 （中小向け実績／官公需総額）		48.3%	54.4%※	営業利益率は改善。 大企業と中小企業に差が生じている
許可業者数		50.8万社	46.5万社	
営業利益率		1.6% （大2.4%、中2.4%、小1.1%）	3.9% （大6.2%、中4.4%、小2.9%）※	
倒産状況		4,018社	1,594社	倒産件数は半数以下
下請比率		64.2%	56.4%※	
就業者数	合計 （技術者、技能者、販売従事者等）	552万人	492万人	建設就業者は約1割減
	技術者数	31万人	31万人	
	技能労働者数	370万人	326万人	
一人親方		32万人～57万人	45万人～58万人※	
建設分野で活躍する外国人		13,490人（H22）	41,104人 外国人建設就労者1,480人（H29.3.31）	6年間で3倍
総労働時間		2,065時間	2,056時間	総労働時間、出勤日数は ほぼ横ばい
出勤日数		256日	251日	
年間給与（男性生産労働者）		405万円	418万円	改善しているが、 製造業と比べると低い
社会保険への加入率	企業別	84.1%（H23）	96.0%	
	労働者別	56.7%（H23）	76.0%	社会保険加入率は 大幅に改善
公共工事落札率（全発注者）		90.9%	92.2%	
総合評価落札方式の導入率（試行含む）		31.3%	66.7%	
歩切り実施団体		459団体以上（H27.1.1）	0団体（見直しを行う予定なしと回答した団体数）	歩切りは根絶 ダンピング対策未導入団体 も半減
ダンピング対策 未導入団体	国等	4団体（全147団体）	0団体（全143団体）	
	地方公共団体	404団体（全1,874団体）	158団体（全1,788団体）	

※ 2015年値

## 2. 法制度・許可

---

# 建設業法の概要（昭和24年5月24日公布）

## 目的

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化 等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

## 許可制度 ★建設業者の資質の向上★

### 許可の要件

経営能力

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

### 欠格要件

- ・許可取消しから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

### 許可の種類

29業種

（土木工事業・建築工事業等）

特定建設業許可

（元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事）

一般建設業許可

（特定建設業以外）

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

### 許可不要

500万円未満の建設工事

（建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）

## 技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置

（元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合）

## 請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・元請負人の義務
  - ・公正な請負契約の締結義務
  - ・請負契約の書面締結義務
- （例：施工体制台帳の作成（4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合））

## 経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査  
（公共工事の元請になろうとする建設業者）

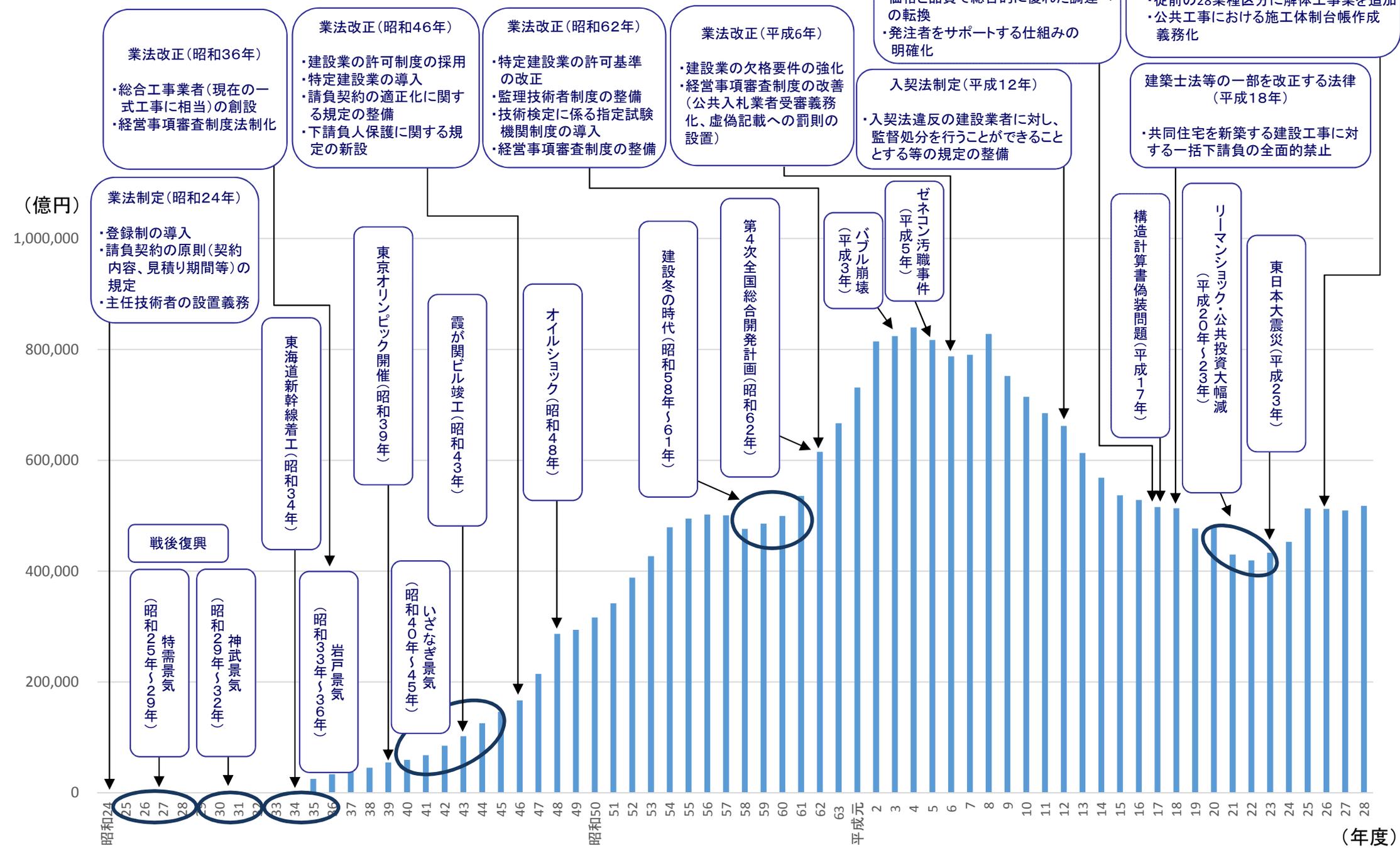
- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

## 監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

# 建設業法の変遷と時代背景



**業法改正 (昭和36年)**

- ・総合工事業者 (現在の一式工事に相当) の創設
- ・経営事項審査制度法制化

**業法改正 (昭和46年)**

- ・建設業の許可制度の採用
- ・特定建設業の導入
- ・請負契約の適正化に関する規定の整備
- ・下請負人保護に関する規定の新設

**業法改正 (昭和62年)**

- ・特定建設業の許可基準の改正
- ・監理技術者制度の整備
- ・技術検定に係る指定試験機関制度の導入
- ・経営事項審査制度の整備

**業法改正 (平成6年)**

- ・建設業の欠格要件の強化
- ・経営事項審査制度の改善 (公共入札業者受審義務化、虚偽記載への罰則の設置)

**入契法制定 (平成12年)**

- ・入契法違反の建設業者に対し、監督処分を行うことができることとする等の規定の整備

**品確法制定 (平成17年)**

- ・公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- ・価格と品質で総合的に優れた調達への転換
- ・発注者をサポートする仕組みの明確化

**担い手三法改正 (平成26年)**

- ・担い手の育成及び確保に関する責務の追加
- ・従前の28業種区分に解体工事業を追加
- ・公共工事における施工体制台帳作成義務化

**建築士法等の一部を改正する法律 (平成18年)**

- ・共同住宅を新築する建設工事に対する一括下請負の全面的禁止

**業法制定 (昭和24年)**

- ・登録制の導入
- ・請負契約の原則 (契約内容、見積り期間等) の規定
- ・主任技術者の設置義務

**東海道新幹線着工 (昭和34年)**

**東京オリンピック開催 (昭和39年)**

**霞が関ビル竣工 (昭和43年)**

**オイルショック (昭和48年)**

**建設冬の時代 (昭和58年～61年)**

**第4次全国総合開発計画 (昭和62年)**

**バブル崩壊 (平成3年)**

**ゼネコン汚職事件 (平成5年)**

**構造計算書偽装問題 (平成17年)**

**リーマンショック・公共投資大幅減 (平成20年～23年)**

**東日本大震災 (平成23年)**

出典:国土交通省「建設投資見通し」 ※昭和35年度より公表

# 建設業法等の変遷と時代背景

主要な制定・改正	主要な制定・改正事項	建設業界の状況	時代背景
「建設業法」(昭和24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録制の導入</li> <li>・請負契約の原則(契約内容、見積り期間等)の規定</li> <li>・主任技術者の設置義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者が急増、過当競争によるダンピング受注や不適正施工</li> <li>・代金支払いが適切になされない等請負契約の片務性が問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦後復興</li> </ul>
「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事に前払金支払制度を導入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特需景気(昭和25年～29年)</li> </ul>
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者の登録要件の強化(各営業所への担当者の設置)</li> <li>・一括下請負の禁止の強化(無許可業者への一括下請も禁止に)</li> </ul>		
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和31年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事紛争審査会を設置し、紛争処理の手続等を整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度経済成長、公共投資の著しい伸びのはじまり(昭和30年)</li> </ul>
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和35年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工技術向上のため技術検定制度を創設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海道新幹線着工、首都高速道路基本計画指示(昭和34年)</li> </ul>
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和36年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合工事業者(現在の一式工事に相当)の創設</li> <li>・経営事項審査制度の法制化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設投資が増大し、建設業の社会的役割が一層重要に</li> <li>・施工能力、資力、信用に問題のある不良不適格業者の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京オリンピック(昭和39年)</li> <li>・いざなぎ景気(昭和40年～45年)</li> </ul>
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和46年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録制から許可制へ移行</li> <li>・請負契約の適正化に関する規定の整備(不当な請負契約の禁止)</li> <li>・下請保護に関する規定の新設(下請代金の支払等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗雑粗漏工事や各種災害の発生</li> <li>・建設業者の資質を向上して適正施工を確保する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震が関ビル竣工(昭和43年)</li> <li>・オイルショック(昭和48年)</li> </ul>
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定建設業を設定し、技術者を国家資格に限定</li> <li>・技術検定に係る指定試験機関制度の導入</li> <li>・経営事項審査制度の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設投資の不振・需要の低迷の中で競争が激化、経営環境が悪化し倒産が多発</li> <li>・施工能力、資力、信用などに問題のある不良業者の不当参入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バブル崩壊(平成3年)</li> <li>・ゼネコン汚職事件(平成5年)</li> </ul>
「建設業法の一部を改正する法律」(平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の欠格要件の強化(禁固以上の刑に処せられた者に拡大等)</li> <li>・経営事項審査制度の改善(公共工事入札に係る業者への受審義務化、虚偽記載への罰則の設置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事をめぐり一連の不祥事が発生し、公共工事に対する国民の信頼を回復する必要</li> <li>・公共工事がWTO協定の対象に</li> </ul>	
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札契約に係る情報の公表や施工体制の適正化</li> <li>・発注見通しを公表し建設業者の健全な発達を図る</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政再建のため公共投資減(平成13年～18年)</li> <li>・構造計算書偽装問題(平成17年)</li> </ul>
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事の品質確保に関する基本理念、発注者責務の明確化</li> <li>・価格と品質で総合的に優れた調達への転換</li> <li>・発注者をサポートする仕組みの明確化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーマンショック(平成20年)</li> <li>・公共投資大幅減(平成21年～23年)</li> </ul>
「建築士法等の一部を改正する法律」(平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅を新築する建設工事について一括下請負を全面的禁止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災(平成23年)</li> </ul>
「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の育成及び確保に関する責務の追加</li> <li>・業種区分に解体工事業を追加</li> <li>・公共工事における施工体制台帳の作成の義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生</li> <li>・離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の担い手不足が懸念</li> <li>・維持更新時代の到来に伴い、解体工事等の施工実態に変化</li> </ul>	

# 現行の建設業法の目的規定の構成

## <現行>

○ この法律は、

- ・建設業を営む者の資質の向上、
  - ・建設工事の請負契約の適正化
- 等を図ることによつて、



手段

①建設工事の適正な施工を確保し、



目的①

②発注者を保護する



目的②

③とともに、建設業の健全な発達を促進し、



目的③

④もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。



目的④  
(究極の目的)

※発注者には、公共、大手企業、個人も等しく含まれる

※施設利用者、住民など広く消費者全般も含まれる

# 工事の定義

## 1. 工事 建設業法等に定義なし

※建設業法における用例：この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。(建設業法第2条第1項)

出典	意味
広辞苑	土木・建築などの作業。「道路―」「―現場」
明鏡国語辞典	建築や土木の作業。「―現場」
デジタル大辞泉	土木・建築などの実際の作業。「道路を工事する」「工事現場」
振動規制法 (昭和51年法律第64号)	この法律において「特定建設作業」とは、 <u>建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。</u>
会社計算規則 (平成18年法務省令第13号)	<u>工事契約 請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。</u>

## 2. 建設工事 定義：建設業法第2条第1項

○土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

(例)土木一式工事、建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、電気工事、機械器具設置工事、・・・

## 3. 公共工事 定義：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項 ※公共工事の品質確保の促進に関する法律も同じ

○国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

(参考)建設業法において、技術者の専任配置が必要な工事として「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」、経審の受審が必要な工事として「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」が規定されている。

### 「建設工事」に含まれるもの、含まれないものの例

含まれるもの	含まれないもの
○国から発注されたダム <sup>の</sup> 築造作業 ○地方自治体から発注された公民館 <sup>の</sup> 建築作業 ○維持管理(委託)として行われる、道路 <sup>の</sup> 補修作業	○土木工作物の建設に用いるプレキャスト製品製造 ○PFIで発注される運営業務(場合による) ○維持管理として行われる、除草作業、除雪作業 ○設計業務、監理業務

# 施工/設計/管理/監理の定義

## 1. 施工 建設業法等に定義なし

※建設業法における用例： この法律は、(中略)建設工事の適正な施工を確保し、(中略)もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(建設業法第1条)

出典	意味
広辞苑	工事を実施すること。「施工契約」
明鏡国語辞典 デジタル大辞泉	工事を行うこと。「地下鉄工事を施工する」

## 2. 設計 定義: 建築士法第2条第6項

- この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

## 3. 管理 建設業法等に定義なし

- 管轄し処理すること。良い状態を保つように処置すること。とりしきること。「健康一」「品質一」(出典: 広辞苑)
- その事務の目的に従って、これを処理し、又は執行すること。(出典: 法令用語辞典第9次改訂版)

※建設業法における用例

- ・許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 (建設業法第7条第1号イ)
- ・建設業者は、(中略)当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。(建設業法第26条第1項)

## 4. 監理 建設業法等に定義なし

- 監督・管理すること。とりしまり。(出典: 広辞苑)
- ある人又はある機関の行為が、その遵守すべき義務に違反することがないかどうかを監視し、それが正しく行われるように指導統制すること。(出典: 法令用語辞典第9次改訂版)

※建設業法等における用例

- ・この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。(建築士法第2条第8号)
- ・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、(中略)当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。(建設業法第26条第2項)

# 建設業者の定義

## 1. 「建設業者」の定義

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

### 第2条

3 この法律において「建設業者」とは、**第3条第1項の許可**を受けて**建設業**を営む者をいう。

建設工事の種類ごとに、特定建設業許可/一般建設業許可の別で許可が必要

※軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は許可が不要であるため、この者は「建設業者」ではない

元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、**建設工事**の完成を請け負う営業(法§2①)

土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるもの

## 2. 「建設業者」に含まれるもの、含まれないもの

含まれるもの	含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"><li>○公共発注者からダム築造工事を請け負ったゼネコン</li><li>○地方自治体から道路舗装工事を請け負った専門工事業者</li><li>○一般消費者から持ち家の建替え工事を請け負ったハウスメーカー</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○工場製品を製造する会社</li><li>○CMR</li><li>○除草作業を行うシルバー人材センター</li><li>○建築士事務所</li></ul>

# 建設業就業者に係る概念

## ①建設工事従事者

○建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

## ②建設工事の担い手

○建設業法

(建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保)

第二十五条の二十七 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

## ③建設工事に従事する労働者

○建設業法

(下請負人に対する特定建設業者の指導等)

第二十四条の六 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

## ④建設工事の施工に従事する者

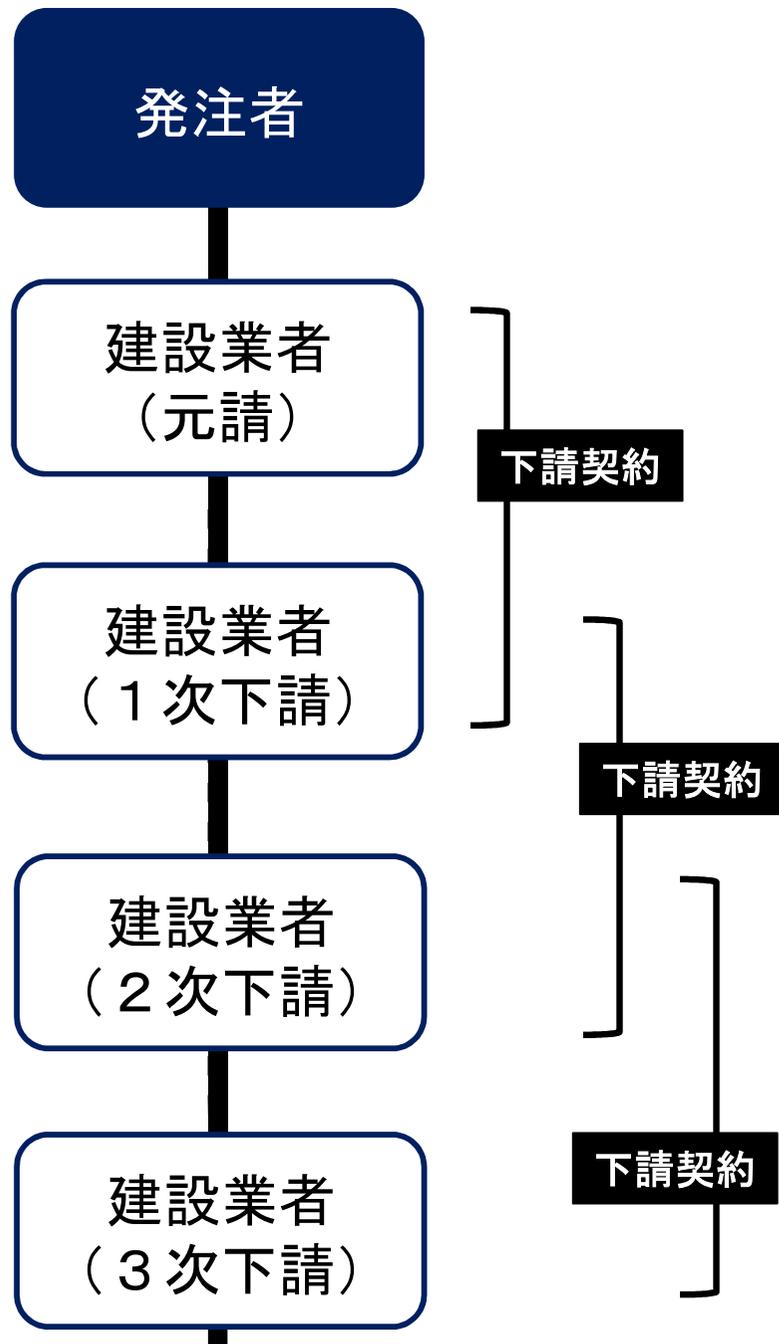
○建設業法

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の三 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

# 発注者、元請負人、下請負人、注文者の定義



**発注者**  
＝建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の  
注文者(建設業法 § 2⑤)

**元請負人**  
＝それぞれの下請契約における注文者で  
建設業者であるもの(法 § 2⑤)

**下請負人**  
＝それぞれの下請契約における請負人(法 § 2⑤)

※下請契約＝建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と  
他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部に  
ついて締結される請負契約(法 § 2④)。  
いわゆる元下契約、下下契約全てが「下請契約」となる。

※建設業法において「(発注者とは異なる)消費者」について触れられているのは、以下のとおり。

- ①建設業法の目的が「公共の福祉の増進に寄与すること」とされており、これには施設利用者や住民など広く消費者全般も含まれる。(法 § 1)
- ②発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事(新築の集合住宅建設工事)は、一括下請負が全面的に禁止されている。(法 § 19③)

# その他用語の定義

## 1. 建設業団体 定義:建設業法第27条の37

- 建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの

## 2. 測量業者 定義:測量法第10条の3

- この法律において「測量業者」とは、第55条の5第1項の規定による登録を受けて**測量業**を営む者をいう。



基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業(測量法 § 10の2)

## 3. 建設コンサルタント 定義:公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第3号 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設業告示第717号)第2条第1項

- 土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者で、国土交通省の建設コンサルタント登録簿に登録を受けた者

## 4. 地質調査業者 定義:地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)

- 地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うこと(地質調査)を請け負い、又は受託する営業(地質調査業)を営む者で、国土交通省の地質調査業者登録簿に登録を受けた者

# 公共工事と民間工事における受注者の規律

規律	公共工事	民間工事	制定年
建設工事の見積り	・見積りの努力義務及び注文者から請求があった場合の提示義務(業法 § 20)		平成6年
下請代金の支払	・請負代金の支払を受けてから1月以内に、下請に対して下請代金を支払う義務(業法 § 24の3)		昭和46年
下請負人に対する指導	・下請負人が当該工事の施工に関し法令の規定に違反しないよう指導する義務(業法 § 24の6)		昭和46年
監理技術者の配置要件	・4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)の下請契約を締結する場合(業法 § 26Ⅱ)		昭和46年
主任技術者・監理技術者の専任要件	・公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物で、契約金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合(業法 § 26Ⅲ)		昭和24年
一括下請負の禁止	・全面禁止(入契法 § 12)	・共同住宅の新築以外の工事で、発注者から書面による承諾を得たときは、一括下請負が可能(業法 § 22)	昭和24年 ※公共全面禁止は平成12年～ ※新築共同住宅全面禁止は平成18年～
施工体制台帳の作成、備置き	・全ての工事において作成、備置きが必要(入契法 § 15)	・特定建設業者のみ作成、備置きが必要(業法 § 24の7)	平成6年 ※全ての公共工事での作成義務は平成26年～
経営事項審査の受審	・事業年度ごとに受審義務(業法 § 27の23) (各発注者の入札参加資格要件に位置付け)	・義務無し	平成6年 ※審査そのものは昭和36年～
許可行政庁による指導、助言、勧告	・許可行政庁から建設業者に対して指導、助言、勧告が可能(業法 § 41)		昭和36年
許可行政庁による公取への措置請求	・不当に低い請負代金で契約を締結し、独禁法違反と認められるときは、公取に対して独禁法に基づく措置を請求することが可能(業法 § 42) ※過去の発動事例無し		昭和46年

受注者に対する規律

# 公共工事と民間工事における発注者の規律

規律	公共工事	民間工事	制定年
契約内容の明示	・書面の交付義務(契約当事者双方の義務) (業法 § 19)		昭和24年
不当に低い請負代金の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3)</li> <li>→違反した場合、許可行政庁による勧告(業法 § 19の5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3)</li> <li>→勧告規定無し (ただし、発注者が建設業者の場合は、業法 § 42により、必要な助言指導が可能)</li> </ul>	昭和46年
発注見通しや入札契約の課程の公表	・公表義務(入契法 § 4～ § 8)	・義務無し	平成12年
発注者による入札金額の内訳の提出	・内訳を記載した書類の提出義務(入契法 § 12)	・義務無し	平成26年
受注者が欠格事由に該当する場合の許可行政庁への通報	・通報義務(入契法 § 11)	・義務無し	平成12年
発注者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の適正な設定</li> <li>・適正な予定価格に沿った速やかな契約締結</li> <li>・最低制限価格の設定</li> <li>・適正な工期の設定</li> <li>・適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更</li> <li>・施工状況の確認及び評価の実施 (品確法 § 7各号)</li> <li>・監督や検査の実施(会計法 § 29の11、地方自治法 § 234の2)</li> </ul>	・義務無し	平成26年 (品確法部分)  昭和36年 (会計法部分)  昭和38年 (地方自治法部分)

発注者に対する規律

# 他法令における規律の例

宅地建物取引業法 (昭和27年法律第 176号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限(法 § 33の2)</li><li>・取引態様の明示義務(法 § 34)</li><li>・媒介契約時の書面交付義務等(法 § 34の2)</li><li>・重要事項の説明義務(法 § 35)</li><li>・当事者としての契約時の書面交付義務(法 § 37)</li></ul>
特定商取引に関する法律(昭和51年 法律第57号)	<p>【訪問販売について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・訪問販売における氏名等の明示(法 § 3)</li><li>・契約を締結しない旨の意思表示をした者に対する勧誘の禁止等(法 § 3の2)</li><li>・訪問販売における書面交付義務(法 § 4、§ 5)</li><li>・不実のことを告げる行為の禁止等(法 § 6)</li><li>・契約の申込みや意思表示の取消等(法 § 9～ § 9の3)</li></ul>
割賦販売法(昭和 36年法律第159号)	<p>【割賦販売について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・割賦販売条件の表示等(法 § 3)</li><li>・契約締結時の書面交付義務(法 § 4)</li></ul>
消費者契約法(平 成12年法律第61 号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者の行為で誤認した際の契約申込み、承諾意思表示の取消し(法 § 4)</li><li>・事業者の損害賠償の責任を免除する条項は無効である旨(法 § 8)</li><li>・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効(法 § 9)</li><li>・消費者の利益を一方的に害する条項の無効(法 § 10)</li></ul>

# 請負契約の定義・性質

## 1. 請負の意義

○「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する契約である(民法 § 632)。

- ・「仕事」とは労務の結果により発生する結果をいい、有形・無形を問わない。
- ・「完成」とは労務によってまとまった結果を発生させることをいい、原則として自由に履行補助者や下請負人を使うことができる。
- ・「報酬」は必ずしも金銭による必要はなく、また、仕事の目的物の引渡と報酬の支払いは原則として同時履行の関係に立つ。

## 2. 請負の成立

○請負契約は諾成契約であり、何らの様式を必要としない。

## 3. 請負契約の例

○請負契約には、建設工事のほか、造船契約、運送契約、クリーニングの契約、洋服の仕立て契約等が存在する。

## 4. 請負人の義務、責任、権利

○請負人の仕事完成義務

① 適当な時期に仕事に着手し、契約に定められた仕事を完成しなければならない。

- ・仕事に着手しないとき、又は約定の期日までに仕事を完成しないときは、注文者は、債務不履行を理由に契約を解除できる(民法 § 541)。

② 履行補助者を使用した場合には、それらの行為についても注文者に責任を負わなければならない\*。

③ 仕事を完成した後には、その完成物を注文者に引き渡さなければならない。

④ 目的物が不可抗力によって滅失又は毀損した場合の危険負担(増加費用等の発生した損害の負担)は、請負人の負担とされている(約款において注文者負担とされている)。

※仕事を完成する義務があるものの、注文者の指図がなければその手法は問われない

\* 履行補助者の位置づけ(内田貴「民法 第二部(債権各論)」より)

- ・下請負が許されているときは、下請負人は元請負人の履行代行者または履行補助者であるから、下請負人の故意過失につき元請負人は責任を負う。
- ・下請負が利用されても、注文者と元請負人との法律関係は何ら変更を受けず、注文者と下請負人との間には、直接の法律関係は生じない。

# 請負契約の定義・性質(続き)

## 4. 請負人の義務、責任、権利(続き)

### ○請負人の担保責任

- ①仕事の目的物に瑕疵がある場合には注文者は原則として瑕疵修補請求権、損害賠償請求権及び契約解除権(土地の工作物については解除は不可)を有する(民法 § 634、§ 635)。
- ②担保責任の存続期間は、土地の工作物の場合、普通の工作物は5年、石造等の堅固な工作物は10年(民法 § 638。ただし約款によって修正されている)。

### ○請負人の権利

注文者が破産手続き開始の決定を受けたときは、契約の解除をすることができる(契約解除によって生じた損害賠償は、破産管財人が契約解除をした場合の請負人のみが請求可能)(民法 § 642)。

## 5. 注文者の義務、責任、権利

### ○注文者の義務

報酬は仕事の目的物の引渡しと同時に支払わなければならない(報酬支払義務)(民法 § 632、§ 633)。

### ○注文者責任

注文者の請負人に対する注文や指図について過失があったときは、注文者は、請負人が第三者に加えた損害を賠償しなければならない(民法 § 716ただし書)。

### ○注文者の権利

注文者は、請負人が仕事を完成しない間は、発生した損害を賠償して、いつでも契約を解除することができる(民法 § 641)。  
なお、損害賠償の範囲は逸失利益を含む。

## 6. 請負契約と売買契約における印紙税の取扱い

- 印紙税法においては、その契約が請負であるか売買であるかによって、適用される税率が異なる。この点、請負であるか売買であるかの判断基準は、契約当事者の意思が、仕事の完成に重きをおいているか、物の所有権移転に重きをおいているかによって判断することとされている。しかしながら、具体的な取引においては、必ずしもその判別が明確なものばかりではないことから、その判別が困難な場合には、次のような基準で判断することとされている。

(例) ・請負契約に該当するものと認められるもの…注文者の指示に基づき一定の仕様又は規格等に従い、製作者の労務によって工作物を建設することを内容とするもの(注文住宅の建築、橋梁の架設等)

・売買契約に該当すると認められるもの…製作者が工作物をあらかじめ一定の規格で統一し、これにそれぞれの価格を付して注文を受け、当該規格に従い、工作物を製作し、供給することを内容とするもの(建売住宅の供給等)

# 民法上の「請負」と建設業法上の「請負契約」

	請負(民法)	建設工事の請負契約(建設業法)
目的	労務の成果の給付(仕事の完成)	建設工事の完成(建設業法 § 2②)
定義	当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する(民法 § 632)	委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約(建設業法 § 24)
位置付け	契約自由の原則に基づき最小限の事項を規定	契約自由であるものの、 <b>建設工事を適切に請け負う上で建設業者が遵守すべき事項を規定</b> (遵守しないことを理由として契約そのものが無効であるとする強行規定はなし)
契約の成立	両当事者の合意のみによって成立 ※口約束も効力を有する	<b>一定の重要事項を記載した書面の交付義務</b> (建設業法 § 19①) ※契約の成立要件ではない
契約履行の過程・方法	規定なし	適正施工を図る等の観点から、 <b>一括下請負の禁止(建設業法 § 22)、技術者設置義務(建設業法 § 26①)等の加重要件あり</b>
報酬の有無	報酬あり(民法 § 632)	報酬あり(建設業法 § 24)
報酬支払時期	目的物引渡しと同時に(民法 § 633)	<b>契約書毎に記載</b> (建設業法 § 19①XI) ※注文者から支払を受けた場合の下請への支払規定(建設業法 § 24の3①)、特定建設業者の下請への支払規定(建設業法 § 24の5①)あり ※工期途中で解除の場合、発注者が出来形部分に相応する請負代金を支払う義務(公共約款 § 50①、甲約款 § 36①、乙約款 § 24⑥、下請約款 § 35③)
前払金	規定なし	<b>注文者の前払金を想定した規定あり</b> (建設業法 § 19①IV、§ 21、§ 24の3②) ※公共工事における前払金に関する各種規定あり(公共約款 § 34等)
途中段階で必要となった費用の負担	規定なし	<b>契約書毎に記載</b> (建設業法 § 19⑤) ※設計変更等があった場合の発注者による請負代金額の変更規定等(公共約款 § 25、甲約款 § 32、乙約款 § 22、下請約款 § 20)あり
債務不履行時の損害賠償責任	損害賠償請求権あり(民法 § 415)	<b>契約書毎に記載</b> (建設業法 § 19①XIII) ※解除に伴う違約金や損害賠償の規定あり(公共約款 § 47②、甲約款 § 34①、乙約款 § 24①、下請約款 § 35⑤ 等)
瑕疵担保責任	瑕疵修補請求権(+損害賠償請求権)あり(民法 § 634①②)	<b>契約書毎に記載</b> (建設業法 § 19①XII) ※工事目的物に瑕疵がある場合の瑕疵修補請求権及び損害賠償請求権に関する規定あり(公共約款 § 44、甲約款 § 29、乙約款 § 19、下請約款 § 33)

# 請負と委任の相違

	請負契約	委任契約
定義	仕事の完成に対して対価を支払う契約(民法 § 632)	法律行為をすることを相手に委託する契約(民法 § 643) ※法律行為でない事務を委託する場合は、準委任契約として、委任の規定を準用
報酬請求の根拠	仕事の完成	一定の事務の処理 (仕事の完成の有無にかかわらず)
成果実現の危険	請負者が負担	委任者が負担
発注者解除	損害を賠償した上でいつでも契約を解除することができる(民法 § 641)	いつでも契約を解除することができる(民法 § 651①) ただし、相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、相手方の損害を賠償しなければならない(民法 § 651②)

建設工事は、仕事完成義務の観点からは請負契約である。他方、片務性の是正のため、報酬の支払時期等注文者に一定のリスク負担を求めていることや、受注者が注文者の技術者等の指導に従うこと等を踏まえれば、一部、準委任的な性質を帯びているとする考え方もある。

## 【請負契約と判断された例】

○コンピュータープログラムの製作を目的とする契約において、完成はしなかったがソフトウェア業者から報酬請求がなされた事案

→判決: 契約上、ソフトウェア業者はプログラムの完成義務を負っており、本件契約は請負契約と解される。  
よって、プログラムを作成できなかったソフトウェア業者は代金請求権を有しない

## 【委任契約と判断された例】

○清掃会社とビル管理会社とのビル清掃契約において、契約期間満了前にビル管理会社が契約を解除した事案

→判決: 契約の継続的な性質に照らせば、本件契約は請負契約ではなく準委任契約と解され、委任の規定が適用される。  
委任契約では、委任者側はいつでも契約を解除できることから、清掃会社による損害賠償請求は認められない

## 【参考：浄化槽法における規定】

第10条第3項 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を…浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、…又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

第28条第4項 浄化槽工事の注文者は、……その浄化槽工事の請負契約を解除することができる。

# 請負契約とCM制度の類似点・相違点

	請負契約	アットリスクCM	ピュアCM
契約の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建設工事の完成</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建設工事の完成</u></li> <li>・発注者の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の補助</li> </ul>
契約関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者が<u>建設会社を選定</u></li> <li>・受注者が<u>請負契約を締結</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アットリスクCMRが<u>建設会社の選定の全部又は一部を実施</u></li> <li>・アットリスクCMRが<u>建設会社と請負契約を締結</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的には分離発注により、<u>発注者が直接、専門工事会社と請負契約を締結</u></li> </ul>
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者が<u>工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメントを実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アットリスクCMRが<u>工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメントを実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピュアCMRが<u>工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメントを実施</u></li> </ul>
備考	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負契約との類似点が多い。</li> <li>・請負契約では行われない<u>設計のマネジメントも行う場合がある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負契約との類似点は少ないが、<u>建設工事の適正な施工や発注者の保護の観点からは重要な役割を担う。</u></li> <li>・請負契約では行われない<u>設計のマネジメントも行う場合がある。</u></li> </ul>

# 登録制度から現在の許可制度に至る経緯・変遷

主要な制定・改正	要件	有効期限	主要な制定・改正事項とその背景
「建設業法」(昭和24年)	・技術者	2年	【制定事項】登録制の導入 ※大臣登録と知事登録との要件に差異なし
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和28年)	・技術者 ・営業所への技術者配置 ※大臣登録のみ	2年	【改正事項】業法の適用範囲の拡大(適用除外9業種中壁紙工事を除く8業種に適用) 大臣登録業者の登録要件の強化(同一都道府県内の営業所の一に技術者を配置) 【背景】適用除外業種についても重要性があるとみなされ、また紛争も多く発生したため、適用範囲拡大第27条で規定された大臣登録の営業所への技術者の配置義務を徹底するため、登録要件に追加
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和36年)	・技術者 ・営業所への技術者配置 ※大臣登録のみ	2年	【改正事項】主として請け負う建設工事の種類ごとの技術者が要件化 ※登録業者が請け負う建設工事の種類に制限なし 総合工事業者(現在の一式工事に相当)の登録制度の創設 【背景】従来の資格要件は軽易かつ画一的 年々増加する膨大な建設工事量を適正に消化するため、施工体制を強化する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和46年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	3年	【改正事項】登録制から許可制へ移行、有効期限も2年から3年に 一般建設業、特定建設業の区分け、業種別の許可制の採用 一般建設業の許可には経営経験、技術者の有無、誠実性、財産的基礎を要件とし、特定建設業の許可には技術者及び財産的基礎に係る要件を加重 【背景】建設投資に対する需要がますます増大することが予想され、建設業界より一層重要になる一方で、施工能力・資力・信用に問題のある建設業者による粗雑粗漏工事や公衆災害等が発生 公正な競争の阻害により業者の倒産の増加が顕著に 近く予想される全面的な資本の自由化に対処して国際競争力を強化すべく、経営を近代化・施工を合理化する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和62年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	3年	【改正事項】特定建設業の許可基準の改正(指定建設業の営業所専任技術者を国家資格者等に限る) 【背景】競争が激化する中で、経営環境の悪化、労働条件の低下、倒産の多発 施工能力・資力・信用に問題のある者が建設市場に不当に参入 建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(平成6年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	5年	【改正事項】許可の有効期間を3年から5年に 欠格要件の強化(禁固以上の刑に処せられた者に拡大等) 【背景】公共工事をめぐるとの連続の不祥事を踏まえ、国民の公共工事に対する信頼を回復する必要
「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	5年	【改正事項】業種区分に解体工事業を追加 欠格要件の強化(暴排規程の追加) 【背景】維持管理・更新時代の到来に伴い、解体工事の適切な施工をはかる必要

# 建設業法における許可制度について

○ 建設業法における許可制度の要件は以下4点から構成される。

## (1) 経営の安定性

### ① 経営能力(経営業務管理責任者)

…建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であることから、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件

### ② 財産的基礎(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

…建設業の営業を行うには、資材の購入、労働者の募集、機械器具又は仮設機材の購入等工事の着工のためにかなりの準備資金を必要とするところ、適切な営業活動を行い、建設工事の適正な施工を確保するためには、営業に当たってある程度の資金を確保していることが必要との観点から課せられている要件

## (2) 技術力

### ③ 業種ごとの技術力(営業所専任技術者)

…建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている要件

## (3) 適格性

### ④ 誠実性(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

…建設業の営業は注文生産であるためその取引の開始から終了までに長い期日を要すること、前払などによる金銭の授受が慣習化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであり、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできないことから課せられている要件

※このほか、法第8条において、暴力団排除等の欠格要件あり

# 3. 企業評価

---

# 建設工事における企業評価のタイミング

↑ …企業評価

## 【公共工事】

経営事項審査  
(決算期ごと)



公共発注者ごと

発注者別  
競争参加資格審査

ランク分け



公共工事ごと

個別工事ごとの  
入札参加条件

入札参加

価格競争  
価格のみ

総合評価  
価格と品質  
(技術力等)

落札者の決定

契約



※その他必要に応じて  
保証を付保



下請企業(専門工  
事業者)の選定



建設業許可取得  
(5年ごと)



## 【民間工事】

民間工事ごと

事業者選定

契約



下請企業(専門工  
事業者)の選定



※新築住宅を発注者(宅建業者を除く)に引き渡す場合、瑕疵担保責任の資力確保が義務付けられている

# 公共工事の入札・契約までの一般的な流れにおける企業評価

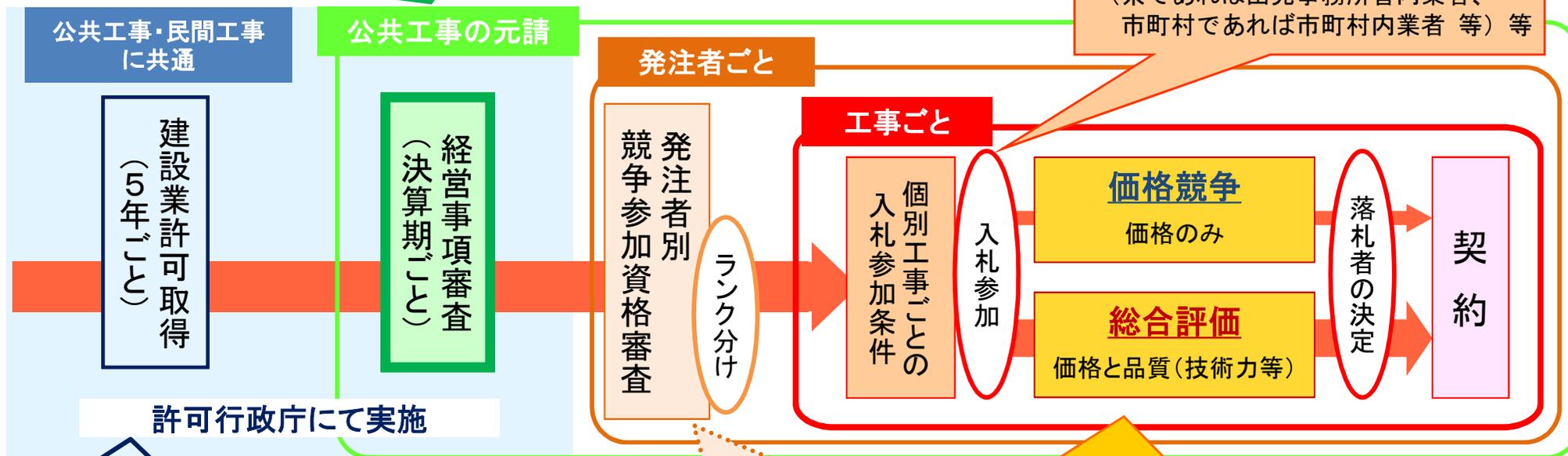
## ◆経営事項審査の総合評定値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

## ◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・ 工種・等級の選定
- ・ 施工実績
- ・ 配置予定技術者
- ・ 地域要件  
（県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等）等



## ◆建設業許可の要件

- ・ 経營業務管理責任者
- ・ 営業所専任技術者
- ・ 財産的基礎・金銭的基礎
- ・ 暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

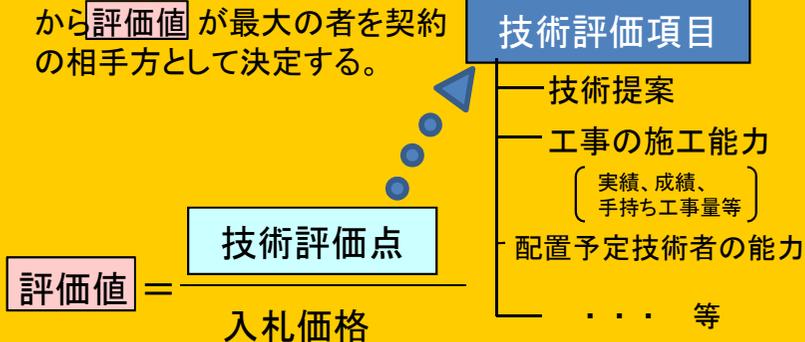
## ◆発注者別評価点

- ◎ 工事関連項目  
（工事成績、技術者数、表彰実績等）
- ◎ 社会性関連項目  
（防災協定、地元雇用等）

個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

## 【総合評価落札方式の評価方法】

◆技術提案者(入札参加者)の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。



# 経営事項審査の審査項目

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,919点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,136点 最低点:281点	

経営状況 (Y)

- ①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金

# その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
合計(A)	202	0	
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

# 経営事項審査制度の変遷①

## 昭和25年： 経営事項審査制度の制定

中央建設業審議会が「建設工事の入札制度の合理化対策について」を決定し、「建設業者事前資格審査要領」を定めて、公共工事の重要発注機関に対して実施勧告を行ったことにより創設。

### 【建設工事の入札制度の合理化対策について】

建設事業の公共性並びに工事の特殊性に鑑みると、建設工事の入札については、**建設業者の信用、技術、施行能力等を特に重視すると共に、あわせて公正自由な競争を図らなければならない**。かかる観点に立つとき建設工事については無条件の一般競争入札は不相当と考えられ、制限附の一般競争入札と指名競争入札とを併用し、**入札について合理的な基準を設ける必要がある**と考えられる。(中略)

- 一 方針 本要綱の制限附の一般競争入札と指名競争入札は**入札参加申込の建設業者について能う限り客観的標準に基きその資格を審査して等級を附し、**(中略)資格審査及び入札の方法においては**大業者のみを偏重することなく、中小業者の保護助長に留意するものとする。**(以下略)

### 【建設業者事前資格審査要領】

- 一、方針 事前資格審査はこれを一定の基準による**建設業者の適格性に関する資格審査**及び点数計算による**工事施行能力審査**の二つの方法により決定し競争入札に参加せしめようとするものである。(以下略)

## 昭和36年： 経営事項審査制度の法制化（建設業法改正）

### 【建設業法 第4章の2 建設業者の経営に関する事項の審査】

#### 第二十七条の二（経営に関する事項の審査）

建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、**公共性のある施設又は工作物に関する建設工事**で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする**建設業者**で建設大臣又は都道府県知事に申出をしたものにつき、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行うことができる。

## 平成6年： 入札制度改革、経営事項審査制度の受審義務化（建設業法改正）

公共工事をめぐる不祥事が相次いでおきた自体を重く捉え、中央建設業審議会が「公共工事に関する入札・契約制度の改革について（平成5年12月）」を建議。これを受けて、経営事項審査の受審を建設業者に対して義務付け。

#### 第二十七条の二十三（経営事項審査）

**公共性のある施設又は工作物に関する建設工事**で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする**建設業者**は、建設省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。

# 経営事項審査制度の変遷②

## ～平成11年： 有利子負債に着目した経営状況分析指標への抜本改正

- 当時の建設業界を取り巻く経営環境の変化は著しく、特に公共事業への依存度の高い中小・中堅建設企業や不良資産を抱えた大手ゼネコンは厳しい経営環境に直面していた。受注の減少や不良資産の処理の遅れを原因として、平成9年7月以降の大手ゼネコンの相次ぐ会社更生手続開始の申立てをはじめ**建設企業の倒産が急増し、自主廃業を含め市場からの退出が増加していた**。
- こうした状況に対応するため、昭和63年に選定されて以降変更のなかった経営状況分析における指標（算定式）について、平成11年に抜本的な見直しを行った。
- 収益性、流動性、安全性、健全性を反映する12指標を決定。

### 【選定における経緯】

（平成9年10月～12月 経営状況見直し研究会）

- ・有利子負債等を反映する新たな指標群から、適正な指標を選定するという方向性を決定。

（平成10年2月 中央建設業審議会基本問題小委員会 建議 抜粋）

- 「…最近相次いで発生している建設業者の経営破たんなどに見られるように建設業を取り巻く経営環境が厳しくなる中で、建設業者の経営状況が経営事項審査に一層的確に反映されるようにしていく必要がある。  
…経営状況分析の評点分布の幅を拡大することにより、経営状況分析の比重の実質的拡大を図る必要がある。  
…不良資産の反映等の観点も含めて、指標の妥当性等について検討を行い、早期に結論を得る必要がある。」

（平成10年6月～12月 経営状況分析見直し検討ワーキンググループ/経営状況分析見直し作業部会）

- ・想定される163の指標（有利子負債等を反映する指標を含む）から、統計分析・相関分析・因子分析・判別分析を経て選定。
- ・収益性、流動性、安全性、健全性を反映する12指標を決定。

## 平成20年： 経審制度の抜本改正と、実態に即した分析指標への全面的見直し

- 社会情勢の変化の中で、公正かつ実態に即した評価基準を確立し、生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押しするために、経営事項審査制度の全体について抜本的な改正が行われた
- この際、経営状況分析の部分についても全面的な見直しを実施。
- 小規模・零細企業において実際の評点分布の幅が大きく、企業実態に比べ過大な評価が成される傾向があるなど、評点分布が企業実体と乖離しているのではないかと、評価の内容が固定資産に関連したものに偏っており、資産の保有が点数に不利に影響してしまうため、必ずしも実態に即していない、といった指摘を契機に見直しを検討。また、会計基準の差が評点に与える影響を極力小さくした。
- 負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を反映する8指標を決定。

# 経営事項審査制度の変遷（詳細）

制度制定以降、細かな審査項目の変更等を行いながら、昭和31年には希望する発注機関に対して総合数値に関する資料を配付することとし、**昭和36年からは経営に関する客観的事項の審査が法制化された。**

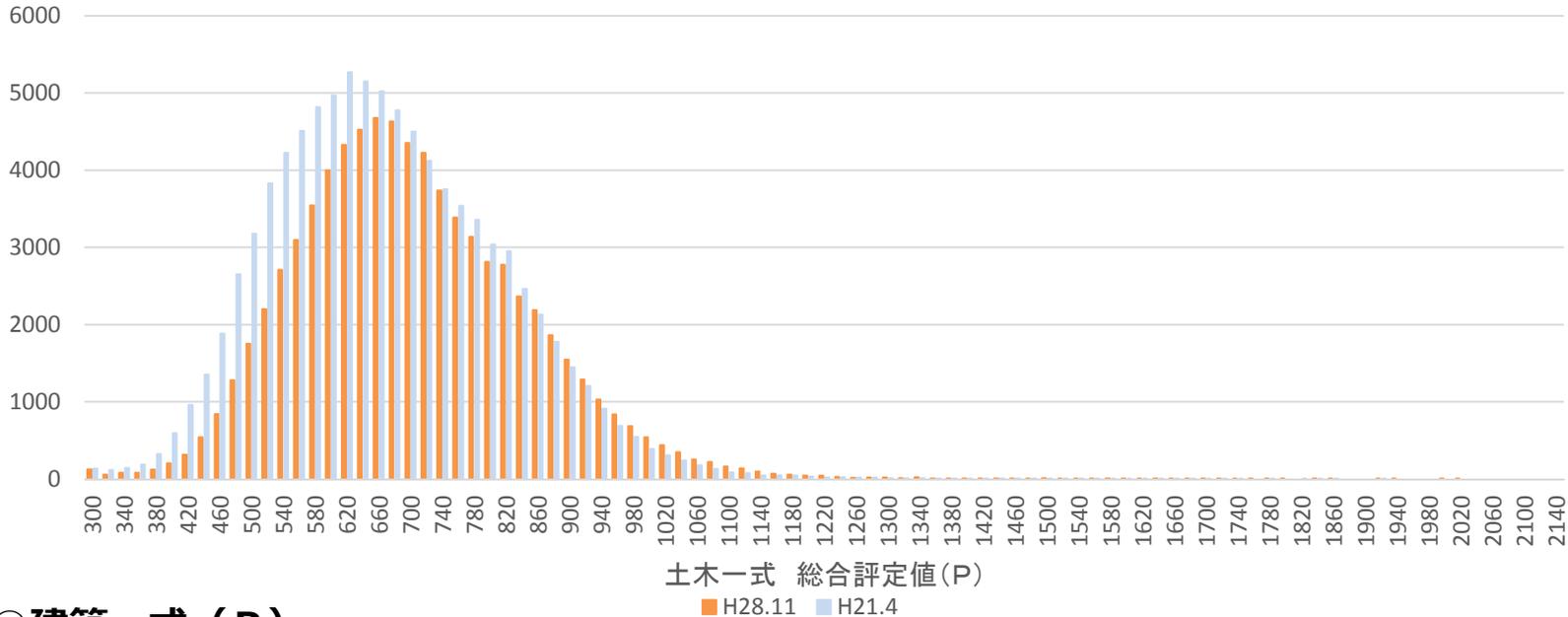
この際、中央建設業審議会の意見を踏まえ、建設省告示により審査の項目及び基準を定め、同時に点数評価について建設業課長通達を発出して、ほぼ現行制度の形ができあがった。

	背景	目的	主な改正内容
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設需要が伸びる中で施工能力や資力、信用に問題のある業者が数多く現れている中で、建設業の工事業種別許可制度の採用と下請保護にかかると建設業法改正。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良不適格業者の参入防止</li> <li>工事入札資格審査における許可業種別の格付設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>経営事項審査</b>」の名称をはじめて使用</li> <li>客観的事項の整理が行われ、許可行政庁が作成する経審結果の「便宜参考業課資料」を<b>希望する発注機関に配布</b>することとされる（従来は中央建設業審議会が作成）</li> </ul>
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注機関における経審の利用が普及しつつある中で、評価項目や、審査・チェック体制が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術と経営に優れた企業の評価</li> <li>虚偽や粉飾に対する十分なチェック体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営状況（経営の健全性）に関する審査項目の拡充</li> <li><b>審査手続（添付書類）の厳正化</b></li> </ul>
平成6年 （建設業者への 受審義務付け）	<ul style="list-style-type: none"> <li>首長とゼネコン幹部の贈収賄により、<b>公共工事への国民の信頼が著しく毀損</b></li> <li>この事態を踏まえ、中建審の建議で、不正が起きにくいシステム構築のため、一般競争入札の本格的な採用等を提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格審査の「透明性・客観性」の向上</li> <li>技術と経営に優れた企業の「総合力」の適正な評価</li> <li>国民から見た「分かりやすい」制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各発注者の独自項目の一部（工事の安全成績・労働福祉）を経営事項審査に移行</li> <li><b>経営規模（完工高等）のウエイト縮減、技術力・経営力を計る指標の導入</b></li> <li>各項目の評価ウエイトが明示される算出式へ</li> </ul>
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可業者の増加の一方で建設投資の停滞、WTO政府調達協定の発効に伴う海外企業の本格的参入などによる建設市場の競争激化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者の技術力の重視</li> <li>量的な側面だけでなく質的な側面をも重視した経営への転換</li> <li>不良不適格業者の排除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>量的な指標である完成工事高の比重を縮減</b></li> <li>建設業法の28業種に加え、専門的工種単位の評価を内訳表示（例、PC、鋼橋上部）</li> <li>工事経歴書への虚偽記載の防止措置</li> </ul>
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>大手ゼネコンの相次ぐ更正手続開始等により建設業者の倒産が急増</b></li> <li>証券取引法適用企業に係る連結決算開示の動き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者の実態や経営環境の変化を的確に反映するための指標の見直し</li> <li>連結決算の経営状況分析への反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益性分析の的確化</li> <li><b>有利子負債に着目した指標を追加</b></li> <li>連結決算による経営状況分析評点を参考付記</li> </ul>
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本経済の長期低迷による民間建設投資の低迷などの厳しい経営環境を乗り切るため、分社化による経営組織の革新や企業連携による、競争力強化の必要性の高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ経営を行う企業の適切な評価</li> <li>分社化などの企業組織の革新や資本提携の強化への制度的対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>子会社を含むグループ全体での評点を付与する「グループ経審」の導入</b></li> <li>※グループ経営を営む建設業者全てを対象とすることは、大手優遇となる懸念のため、新たな企業結合を伴う企業再編に限定して措置</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災の担い手としての建設業の重要性の高まり及び建設業団体からの評価の要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている建設業者をより高く評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国又は地方公共団体等との災害時の防災協定締結を評価</li> </ul>
平成20年 （抜本改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設投資の減少による過剰供給構造の深刻化と地域企業の疲弊</li> <li>不良不適格業者の参入、ダンピングなどの不適切な競争に対する懸念</li> <li>業界の再編淘汰やビジネスモデル転換の必要性の高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事の企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に即した評価基準の確立</li> <li>→ <b>経営規模・経営状況等の評価方法を抜本見直し</b></li> <li>生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価、後押し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営規模に利益額（EBITDA）の評価を導入</li> <li>技術力と社会性のウエイト引き上げ</li> <li>経理の信頼性向上の取組を評価</li> <li>連結決算による経営状況分析（有報提出企業）</li> <li><b>上場企業等の子会社の経営状況を親会社の連結決算で評価する認定制度創設</b></li> <li>※「グループ経審」の要件緩和については、大手による地方分社化を懸念する声が強く見送り</li> </ul>
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーカンパニーの高得点や、取引先に負担をかけて再生した建設業者が公共工事へ再度容易に参入することへの批判の高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーカンパニー等による不正な高得点防止</li> <li>再生企業に対する批判への対応</li> <li>審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍技術者に係る虚偽申請防止対策</li> <li>再生企業（民再・更正法適用企業）への減点措置</li> <li>建設機械保有状況、ISO取得状況の評価</li> </ul>
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能労働者等の就労環境の改善に向けた社会保険未加入対策の動き</li> <li>建設業の海外展開支援策強化の動き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能労働者の適正な雇用環境及び健全な競争環境の確保のための評価制度の見直し</li> <li>海外進出意欲の醸成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の場合の減点措置の厳格化</li> <li>海外子会社の実績加算による評価制度の創設</li> </ul>
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正品確法の公布・施行（H26.6.4）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事の担い手の中長期的な育成・確保等、改正品確法における発注者責務を踏まえた対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年の技術職員の育成及び確保の状況を評価</li> <li>評価対象とする建設機械の種類を拡大</li> </ul>
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持更新時代の到来に伴う適正な施工体制の確保のため、解体工事業が新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種区分の追加に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体工事業としての経営事項審査総合評定値を算出</li> </ul>

# 平成20年当初からの総合評定値(P)分布等の変化

## ○土木一式 (P)

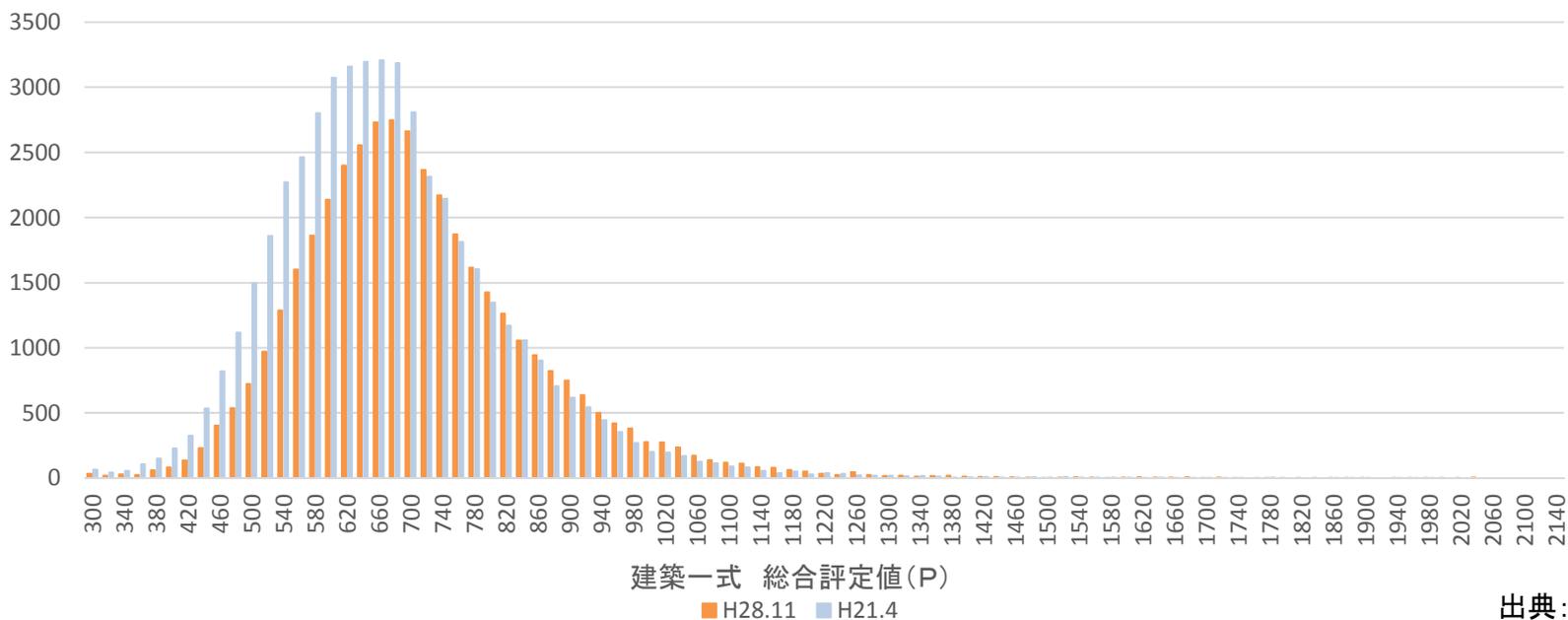
(業者)



	H28.11	H21.4
社数	77,965社	92,299社
平均点	694.6点	661.3点

## ○建築一式 (P)

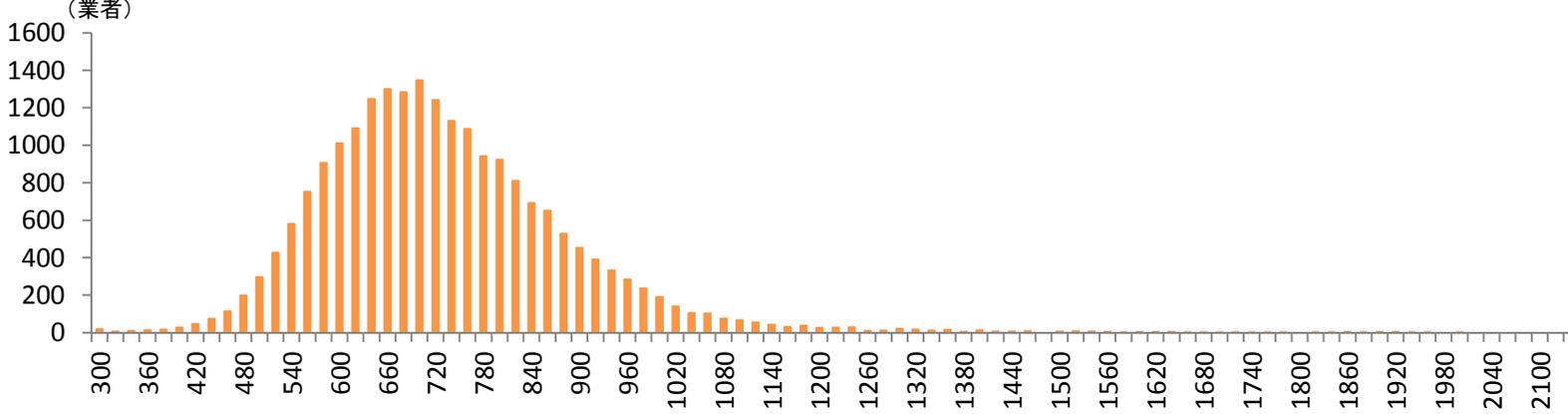
(業者)



	H28.11	H21.4
社数	41,414社	49,703社
平均点	702.0点	664.0点

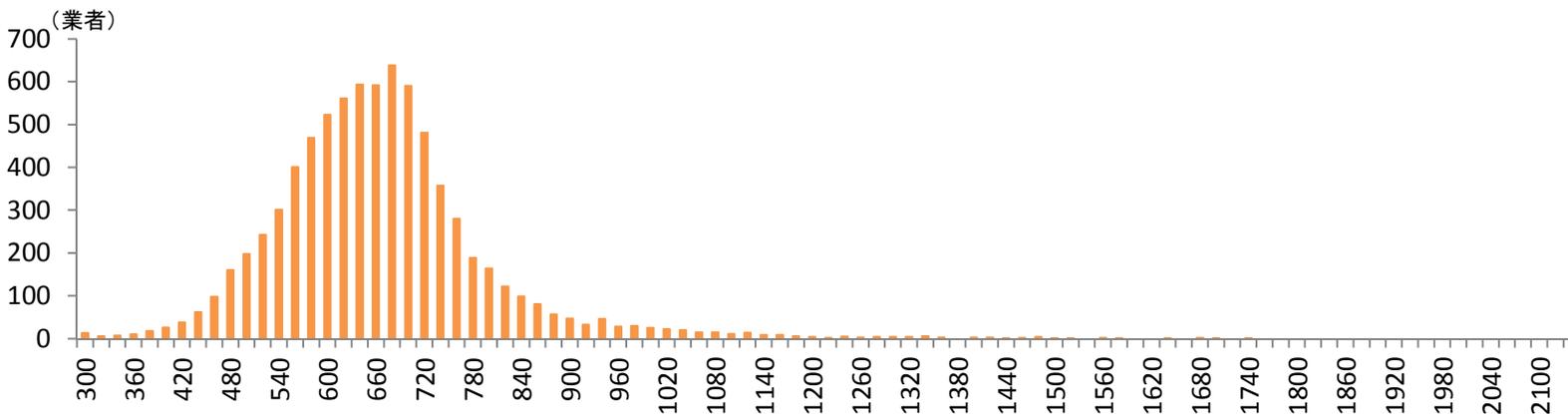
# 専門工事業の総合評定値(P)分布等

## ○電気 (P)



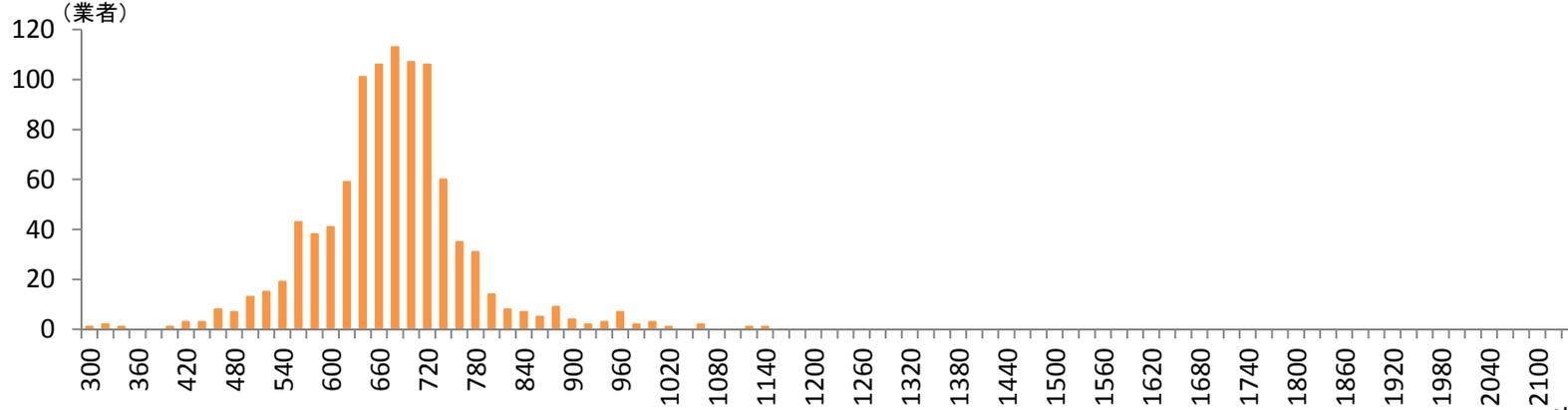
	H28.11
社数	21,590社
平均点	721.4点

## ○内装仕上 (P)



	H28.11
社数	7,765社
平均点	656.5点

## ○鉄筋 (P)

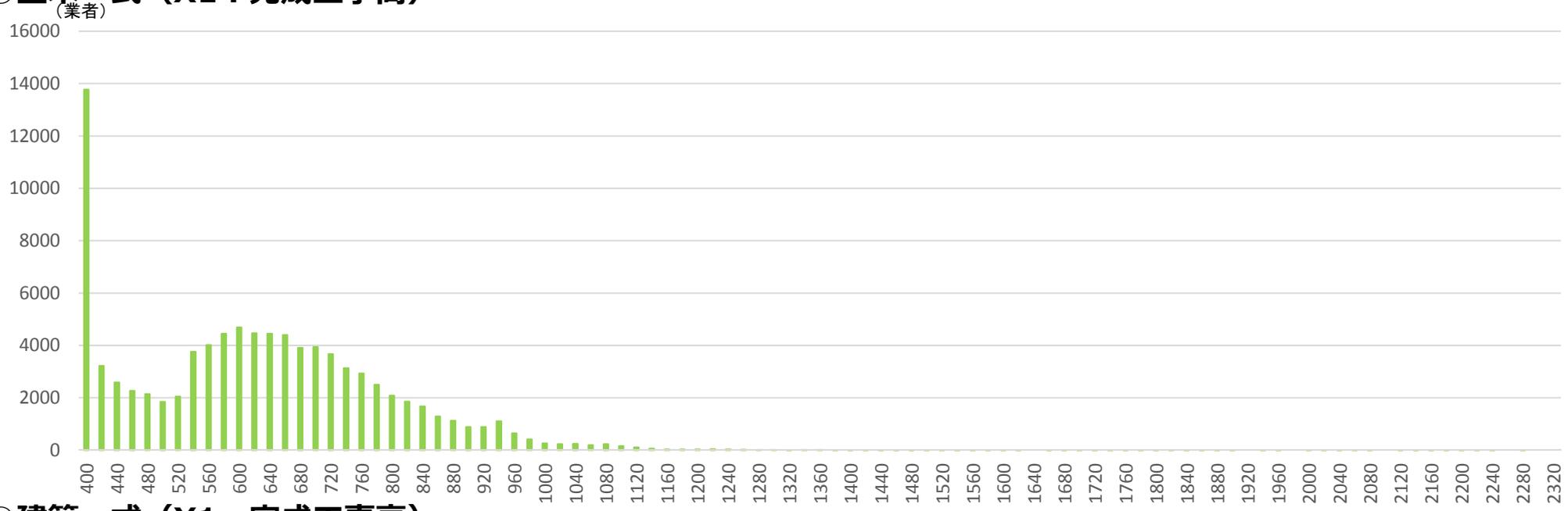


	H28.11
社数	982社
平均点	664.9点

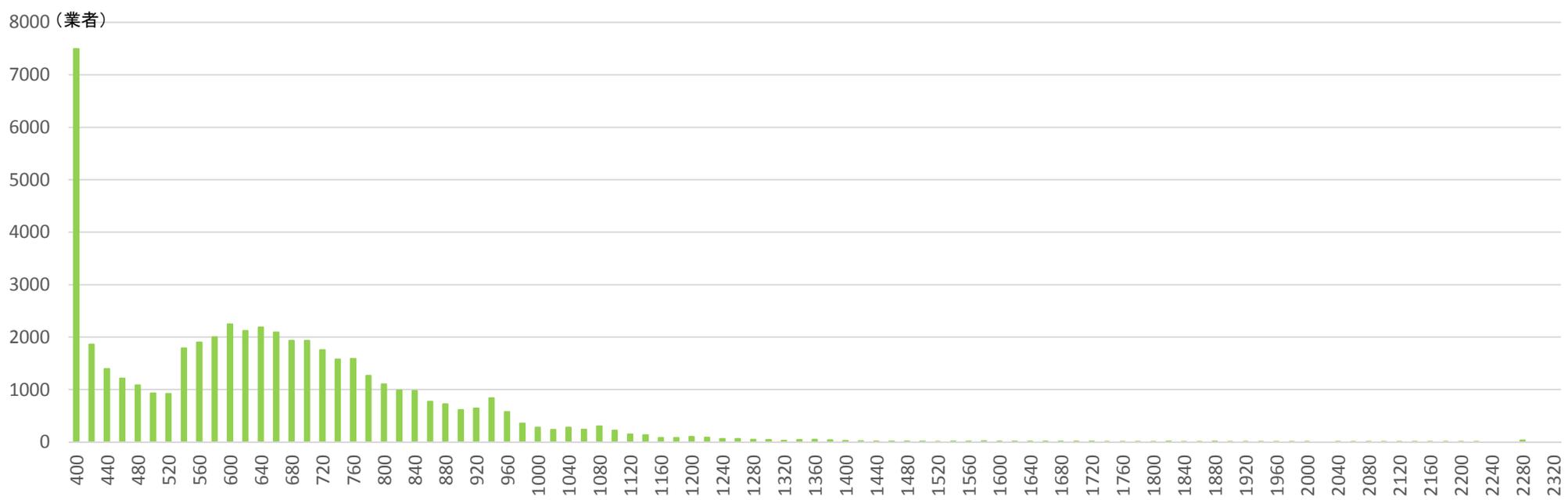
# 一式工事業における各項目の点数分布(X1)

完成工事高

## ○土木一式 (X1 : 完成工事高)



## ○建築一式 (X1 : 完成工事高)



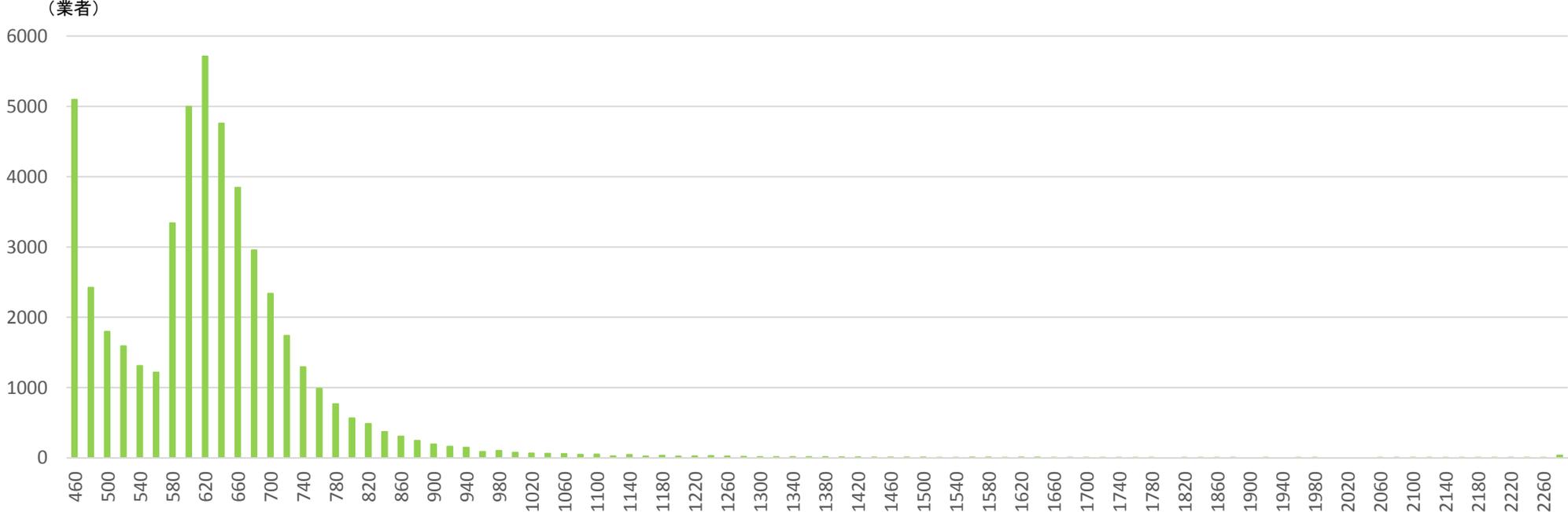
# 一式工事業における各項目の点数分布(X2)

自己資本額  
及び  
利払前税引前償却前利益

○土木一式 (X2 : 自己資本額 及び 利払前税引前償却前利益)



○建築一式 (X2 : 自己資本額 及び 利払前税引前償却前利益)

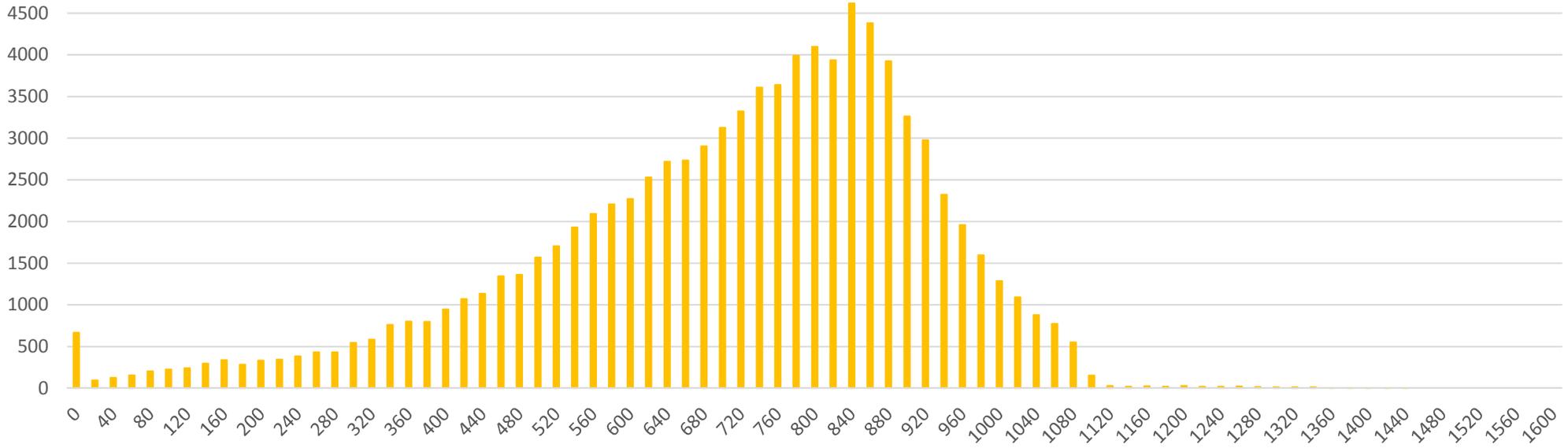


# 一式工事業における各項目の点数分布(Y)

経営状況

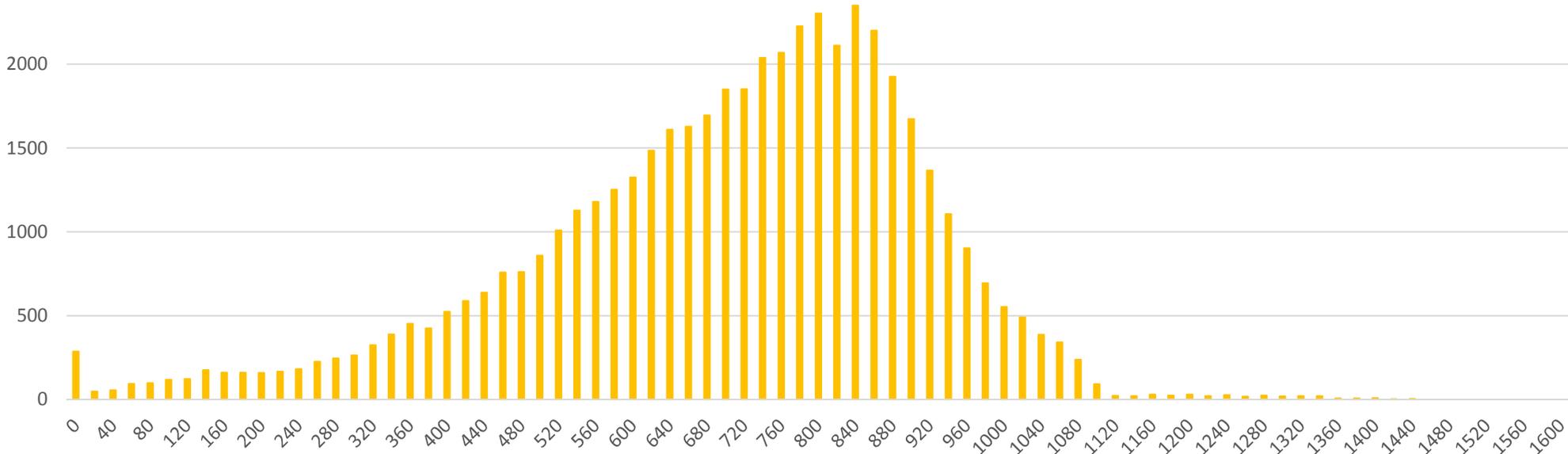
## ○土木一式 (Y: 経営状況)

5000 (業者)



## ○建築一式 (Y: 経営状況)

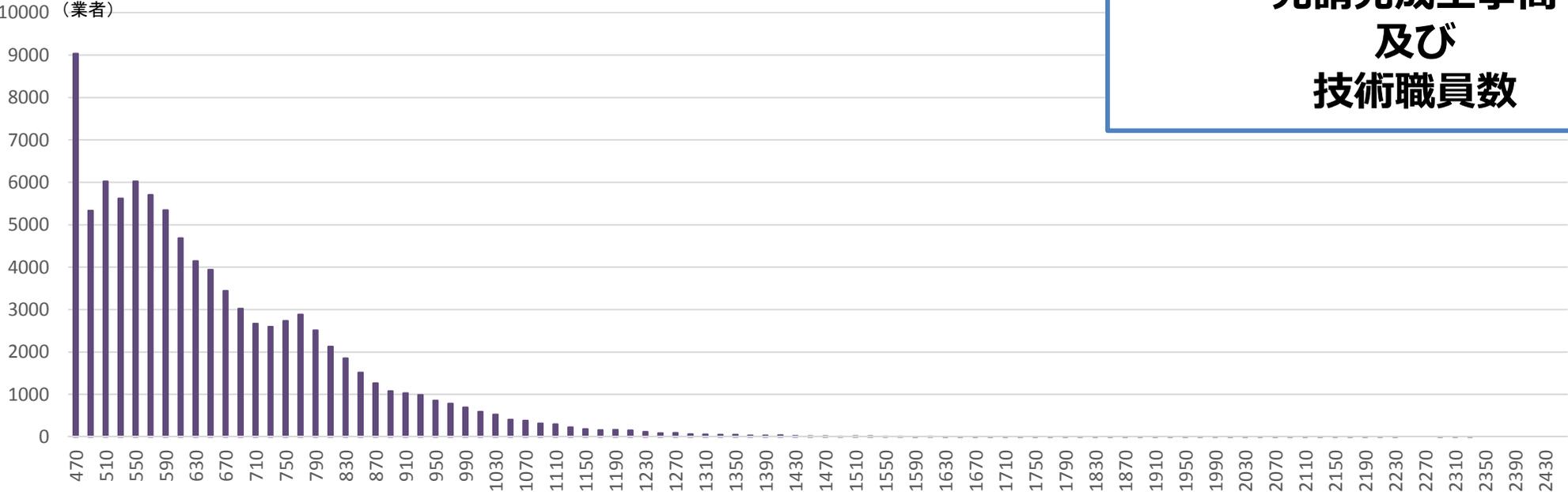
2500 (業者)



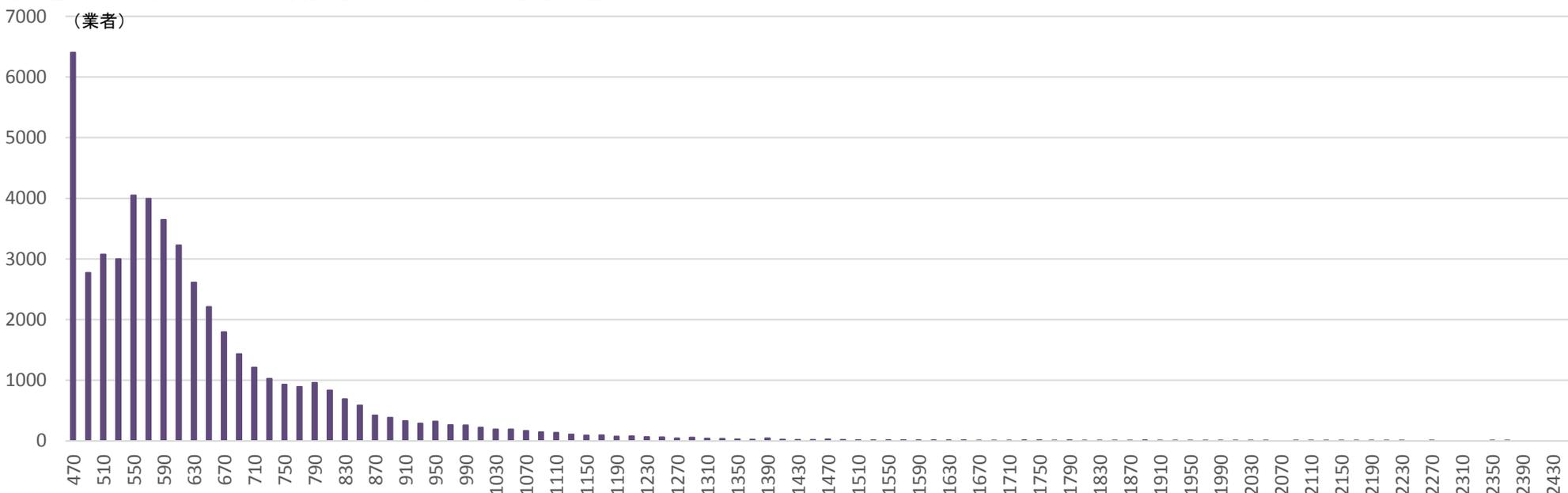
# 一式工事業における各項目の点数分布(Z)

元請完成工事高  
及び  
技術職員数

○土木一式 (Z : 元請完成工事高及び技術職員数)



○建築一式 (Z : 元請完成工事高及び技術職員数)



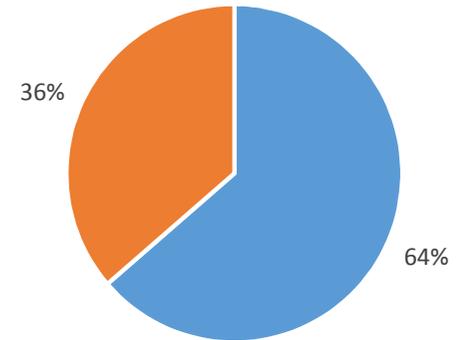
# 社会性等項目(W)の点数分布の例①

## (1) 労働福祉の状況(W1)

	該当	非該当
雇用保険未加入	-40	0
健康保険の未加入	-40	0
厚生年金保険の未加入	-40	0
建退共加入	15	0
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0
法定外労災制度への加入	15	0

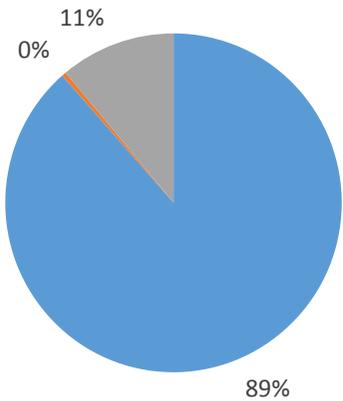
適用除外の  
場合は減点無し

建退共



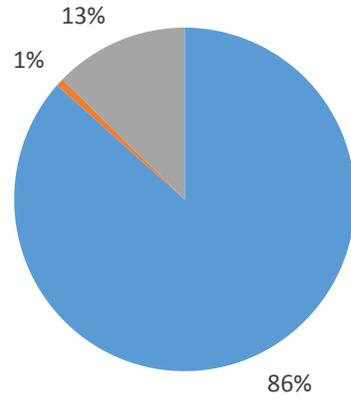
■ 加入 ■ 未加入

雇用保険



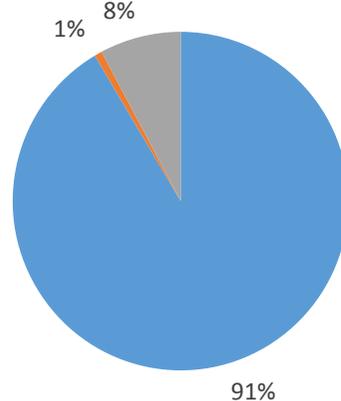
■ 加入 ■ 未加入 ■ 適用除外

健康保険



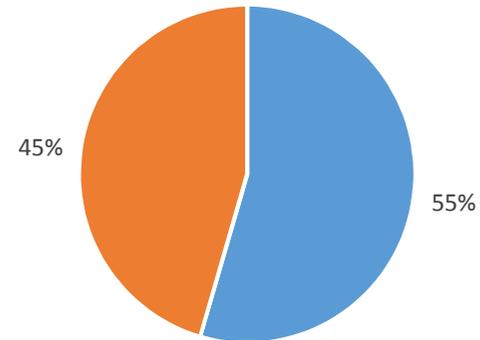
■ 加入 ■ 未加入 ■ 適用除外

厚生年金保険



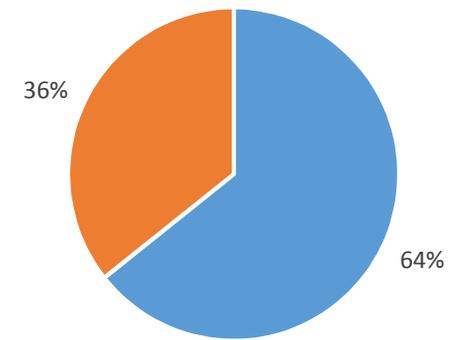
■ 加入 ■ 未加入 ■ 適用除外

退職一時金もしくは年金制度



■ 加入 ■ 未加入

法定外労災



■ 加入 ■ 未加入

# 社会性等項目(W)の点数分布の例②

## (2) 【別表一6】建設業の営業年数 (W<sub>2</sub>)

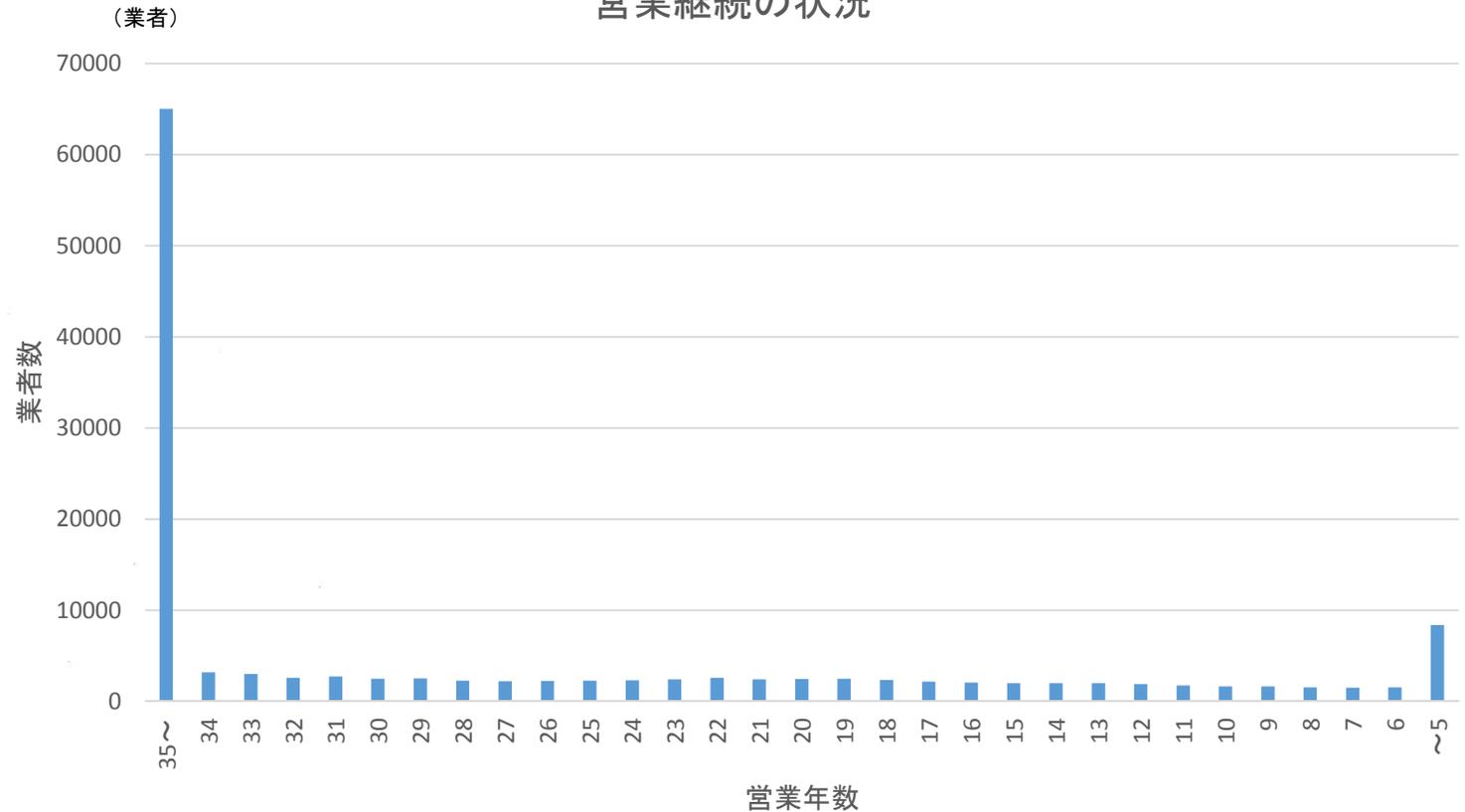
▼建設業の営業年数の点数 (W<sub>2</sub>) は、建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

▼ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60
(2)	34年	58
(3)	33年	56
(4)	32年	54
(5)	31年	52
(6)	30年	50
(7)	29年	48
(8)	28年	46
(9)	27年	44
(10)	26年	42
(11)	25年	40
(12)	24年	38
(13)	23年	36
(14)	22年	34
(15)	21年	32
(16)	20年	30
(17)	19年	28
(18)	18年	26
(19)	17年	24
(20)	16年	22
(21)	15年	20
(22)	14年	18
(23)	13年	16
(24)	12年	14
(25)	11年	12
(26)	10年	10
(27)	9年	8
(28)	8年	6
(29)	7年	4
(30)	6年	2
(31)	5年以下	0

### 営業継続の状況



# 社会性等項目(W)の点数分布の例③

## (7) 【別表-12】研究開発の状況 (W<sub>6</sub>)

▼研究開発の状況の点数 (W<sub>6</sub>) は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円以上	25
(2)	75億円以上 100億円未満	24
(3)	50億円以上 75億円未満	23
(4)	30億円以上 50億円未満	22
(5)	20億円以上 30億円未満	21
(6)	19億円以上 20億円未満	20
(7)	18億円以上 19億円未満	19
(8)	17億円以上 18億円未満	18
(9)	16億円以上 17億円未満	17
(10)	15億円以上 16億円未満	16
(11)	14億円以上 15億円未満	15
(12)	13億円以上 14億円未満	14
(13)	12億円以上 13億円未満	13
(14)	11億円以上 12億円未満	12
(15)	10億円以上 11億円未満	11
(16)	9億円以上 10億円未満	10
(17)	8億円以上 9億円未満	9
(18)	7億円以上 8億円未満	8
(19)	6億円以上 7億円未満	7
(20)	5億円以上 6億円未満	6
(21)	4億円以上 5億円未満	5
(22)	3億円以上 4億円未満	4
(23)	2億円以上 3億円未満	3
(24)	1億円以上 2億円未満	2
(25)	5,000万円以上 1億円未満	1
(26)	5,000万円未満	0

454社  
(約3%)

137,346社

## (6) 建設業の経理に関する状況 (W<sub>5</sub>)

▼建設業の経理に関する状況の点数 (W<sub>5</sub>) は、監査の受審状況 (W<sub>51</sub>) 及び公認会計士等数 (W<sub>52</sub>) の点数の合計として求める。

計算式:

建設業経理状況 (W<sub>5</sub>) = 監査受審状況の点数 (W<sub>51</sub>) + 公認会計士等数の点数 (W<sub>52</sub>)

### ▼【別表-10】監査受審状況の点数 (W<sub>51</sub>)

区分	監査の受審状況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注) 区分(3)の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四のイのイに規定する公認会計士等(登録経理試験1級合格者含む)である。

▼公認会計士等数の点数 (W<sub>52</sub>) は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

公認会計士等数値 = 公認会計士等の数(登録経理試験1級合格者を含む) × 1 + 登録経理試験2級合格者の数 × 0.4

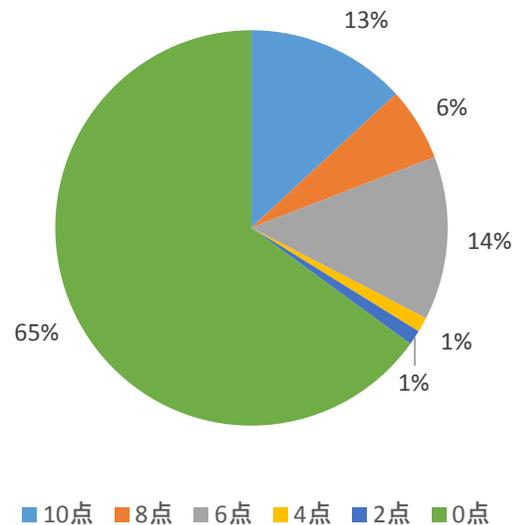
### 【別表-11】

項目 区分 点数	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
年間平均完成工事高	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0

	監査の受審状況	業者数
(20点)	会計監査人の設置	1029
(10点)	会計参与の設置	724
(2点)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	3469
	無	132578

約4%

## 公認会計士等数値



# 社会性等項目(W)の点数分布の例④

## (4) 【別表一8】防災協定締結の有無 (W<sub>3</sub>)

▼防災協定締結の有無の点数 (W<sub>3</sub>) は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に15点として求める。

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	15
(2)	無	0

## (8) 【別表一13】建設機械の保有状況 (W<sub>7</sub>)

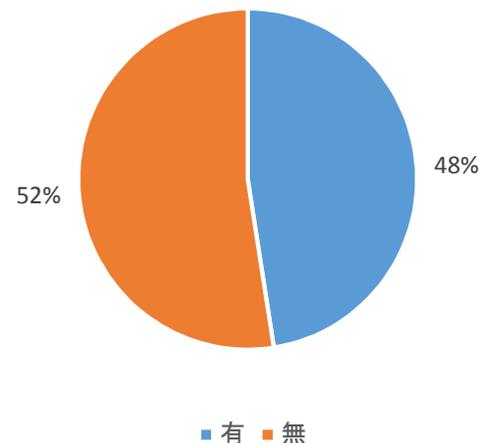
▼建設機械の保有状況 (W<sub>7</sub>) は、審査基準日において自ら所有している建設機械の合計台数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの（以下「大型ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンである。

▼審査基準日から起算して1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、大型ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合には、当該建設機械を合計台数に加算することができる。

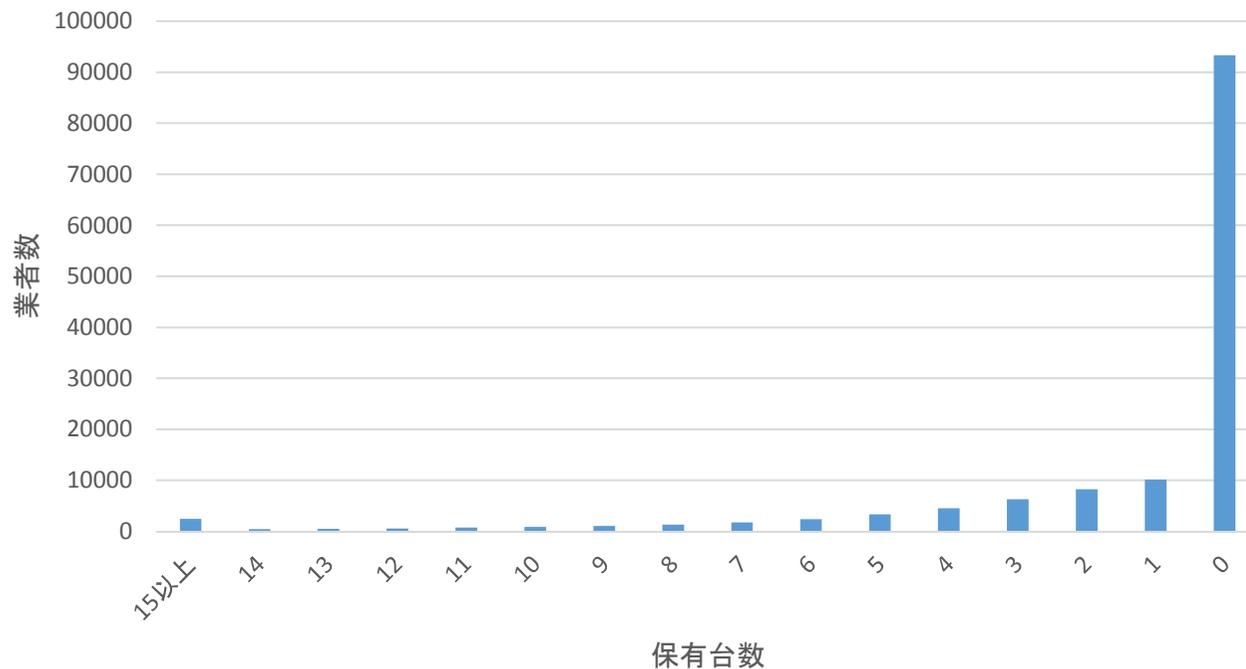
区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
(3)	13台	13
(4)	12台	12
(5)	11台	11
(6)	10台	10
(7)	9台	9
(8)	8台	8
(9)	7台	7
(10)	6台	6
(11)	5台	5
(12)	4台	4
(13)	3台	3
(14)	2台	2
(15)	1台	1
(16)	0台	0

## 防災協定



(業者)

## 建設機械の保有状況



# 地方公共団体における競争参加資格審査

- 競争参加資格審査において、経営事項審査の点数をどのように活用するかは各発注者に委ねられており、特に市区町村レベルにおいて、発注者別評価点を導入せず、経営事項審査の点数をそのままランク分けに活用するような発注者も存在。
- 発注者別評価点を採用している地方公共団体では、工事実績に加え、災害活動の実績、障害者や高齢者の雇用、税や公共料金の滞納の有無など、社会性や地域性の観点から評価項目を設定。

## ■競争参加者の客観点数及び発注者別評価点について

	有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点を利用している (経審+発注者別評価点)		有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している (経審のみ)		有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点のみを利用している (経審使用せず)		他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点を加えている		客観点数及び発注者別評価点を利用していない (他発注機関の有資格者名簿を利用していない場合も含む)		
	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	
国	6 31.6%	6 31.6%	11 57.9%	11 57.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.5%	2 10.5%	
特殊法人等	9 7.2%	8 6.6%	8 6.4%	7 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	106 84.8%	107 87.7%	
地方公共団体	都道府県	47 100.0%	47 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	指定都市	17 85.0%	17 85.0%	3 15.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	市区町村	695 40.4%	662 43.9%	489 28.4%	498 33.0%	13 0.8%	12 0.8%	33 1.9%	40 2.7%	315 18.3%	295 19.6%
	小計	759 42.4%	726 46.1%	492 27.5%	501 31.8%	13 0.7%	12 0.8%	33 1.8%	40 2.5%	315 17.6%	295 18.7%
計	774 40.1%	740 43.1%	511 26.4%	519 30.3%	13 0.7%	12 0.7%	33 1.7%	40 2.3%	423 21.9%	404 23.6%	

※ 有資格者名簿を作成しておらず、他発注機関の名簿も利用していない発注機関は除く。

※ 経審のみを活用している国の機関(11団体)： 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、衆議院、最高裁、会計検査院

# 都道府県の競争参加資格審査、総合評価における評価項目の例

工事の内容に関係のある項目	
工事成績	
都道府県発注工事の受注実績	
都道府県等の優良工事表彰	
下請発注比率	
建災防への加入、安全衛生講習の受講者数	
下請代金の支払い	
技術力向上への取り組み（CPD）	
VE提案の実績	等

地域貢献や社会性を評価する項目	
環境対策	エコアクション21等の認定
	環境保全活動実績（表彰、感謝状等）
	産業廃棄物処理体制
企業努力	合併、協業組合の設立
	新分野進出（設備投資、表彰、助成金交付等）
	コンプライアンスの取組
	WLBに係る認証の取得状況
	各種企業表彰（知事表彰等）

地域貢献や社会性を評価する項目	
社会貢献	災害対応（防災協定締結、出勤実績、感謝状等）
	維持管理業務委託実績（除雪含む）
	ボランティア活動実績（感謝状 等）
	BCP認定
	暴力団追放活動（不当要求防止責任者 等）
	人権施策（講習受講 等）
	個人住民税の特別徴収実施
	地元営業（都道府県に分譲土地への本社建設等）
	各種地元応援に係る企業認定、表彰等
	雇用関係
雇用関係	新卒者の雇用（インターン受入れ）
	障がい者雇用
	協力雇用主
	職員の増加状況
	消防団員雇用
	高齢者雇用
女性活躍（女性比率 等）	等

# 工事の元請とならない企業の経営事項審査の受審

○各業種の元請完工高が0であるにもかかわらず、当該業種の経営事項審査を受審している建設業者が一定程度存在する。

	経審取得業者数	うち、年間平均元請完工高が0のもの	(割合)
土木一式	77,965社	17,887社	22.9%
建築一式	41,414社	8,056社	19.5%
電気	21,590社	2,708社	12.5%
内装仕上	7,765社	2,284社	29.4%

例えば、ほぼ建築の専門企業ではあるが、土木一式の許可を取得し、(土木一式の元請完工高はゼロだが)経審を受審している企業も含まれる。

○更に、全業種の元請完成工事高が0(完全なる下請企業)であるにもかかわらず、経営事項審査を受審している企業も一定数存在する。

全体	140,500社	7,426社	5.3%
----	----------	--------	------

一切の元請施工実績がないが、経審を受審している企業。

- ・ 経審を受審している企業のうち、約95%は何らかの形で元請完成工事高を有している企業である。(なお、経審データ上は完成工事高について公共工事と民間工事の区別を行っていない)
- ・ 完全下請企業で経審を受審している者がどのような動機に基づいているかについては、データからは明らかではないが、今後公共工事の元請となることを望む企業である等の動機が考えられる。

## 4. 地域建設業

---

# 地域を支える建設業に期待される役割

- 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

## 「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス

## 「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台建設業協会）



作業後



## 「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲地域雇用の促進

## 「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



▲林建協働（岐阜県飛騨地域）



▲建設と農業の多能工（愛媛県）

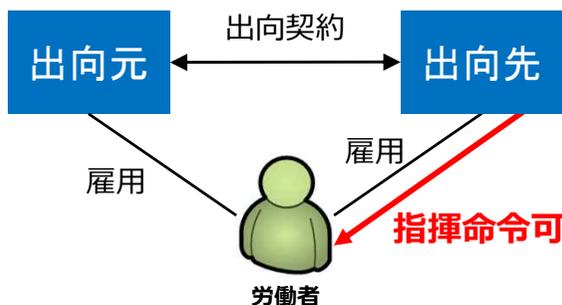
# 建設業における人材融通と現行制度との関係

○ 労働者派遣法上、建設業務に係る労働者派遣は原則として禁止されているが、一定の要件を満たした出向・JVは、建設業務を目的とする場合でも同法上の労働者派遣に該当しないとされる。

## 出向パターン

### <① 在籍型出向>

(活用イメージ)

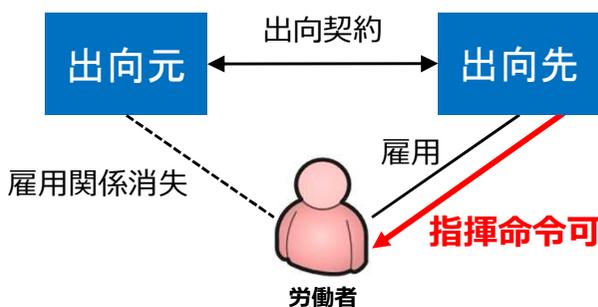


○ 在籍型出向については、出向元企業との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向先企業との間にも雇用契約関係があることから、労働者派遣には該当しない

○ ただし、在籍型出向が「業として行われる」と、職業安定法に基づき禁止される労働者供給事業に該当するおそれがあることに留意

### <② 移籍型出向>

(活用イメージ)

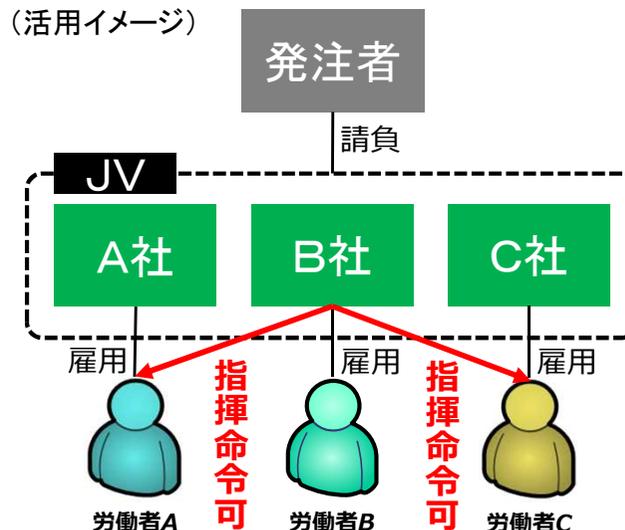


○ 移籍型出向については、出向先企業との間にも雇用契約関係があることから、労働者派遣には該当しない

○ ただし、移籍型出向が「業として行われる」と、職業安定法上の職業紹介事業に該当し、有料職業紹介事業の許可や無料職業紹介事業の許可が必要となる場合もある

## JVパターン

(活用イメージ)



○ JV構成員が自己の雇用する労働者を他構成員の労働者等の指揮命令の下に従事させたとしても、通常、それは自己のために行われるものとなり、労働者派遣には該当しない

○ ただし、このようなJVは、構成員の労働者の就業が労働者派遣に該当するのを免れるための偽装手段に利用されるおそれがあることから、下記通り、その法的評価を厳格に行うことが必要

### 【「労働者派遣」に該当しないための主な要件】

- ・全構成員が、JVが発注者との間で締結した請負契約に基づく業務処理について連帯責任を負うこと
- ・全構成員が、JVに対する出資義務を負うとともに、JVから利益分配を受けること
- ・各構成員が、対等の資格に基づき共同で業務を遂行している実態にあること
- ・いずれの構成員も、単に肉体的な労働力を提供するものではないこと 等

出典：厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」

### ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

(用語の定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

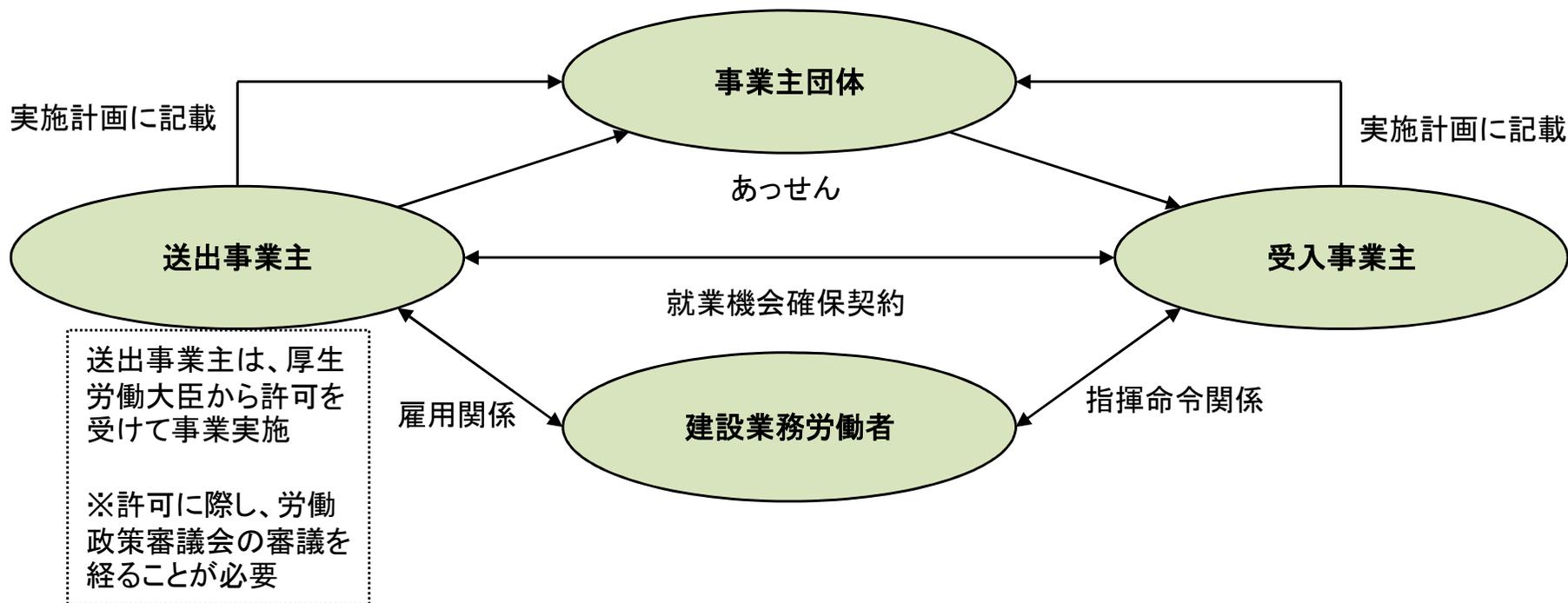
- 一 **労働者派遣** **自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること**をいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 **建設業務** (土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。) 60

# 建設業務労働者就業機会確保事業について

- 建設業務に係る労働者派遣は、労働者派遣法により禁止されているが、建設労働の雇用の改善等に関する法律に基づく建設業務労働者就業機会確保事業を活用する場合は、労働者派遣法が適用除外とされている。



## 【主な要件】

- (1) 事業主団体の実施計画に、送出事業主及び受入事業主の組合せごとに、送出人数等が記載されていることが必要。
- (2) 送出人数は、送出事業主の雇用する労働者数の5割以下、送出期間は所定労働日数の5割以下。
- (3) 対象労働者は、常時雇用されている建設業務労働者で、社会保険(健康保険、厚生年金保険)・労働保険が適用されていることが必要。(労災保険は、受入事業主の元請の保険を適用。)
- (4) 送出事業主は、雇用管理責任者を選任し、受入事業主は受入責任者を選任すること。(選任に際し、講習会の受講が必要)
- (5) 送出事業主は、①資産の総額－負債の総額 $\geq$ 1,000万円、②①の額が負債総額の7分の1以上、③現金・預金の額が800万円×事業所数であることなどの財産的要件を満たすことが必要。

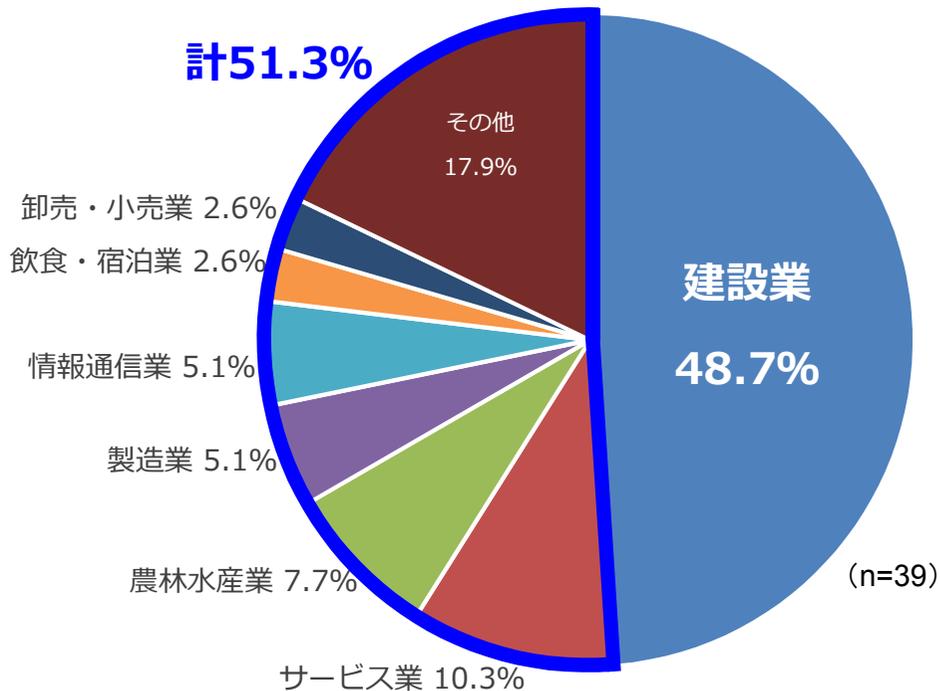
# 建設業の新分野進出の動向

- 建設業の新分野進出は、製造業と比べるとやや低調。
- 他方で、建設業の新分野進出先については、製造業よりも多方面に渡っている傾向。

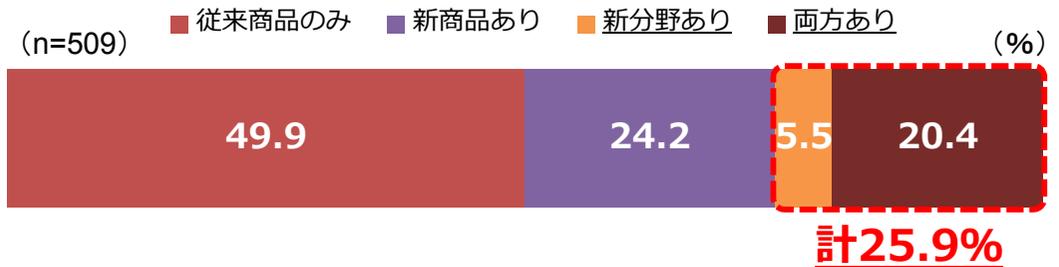
## ■ 建設業の新分野進出の状況



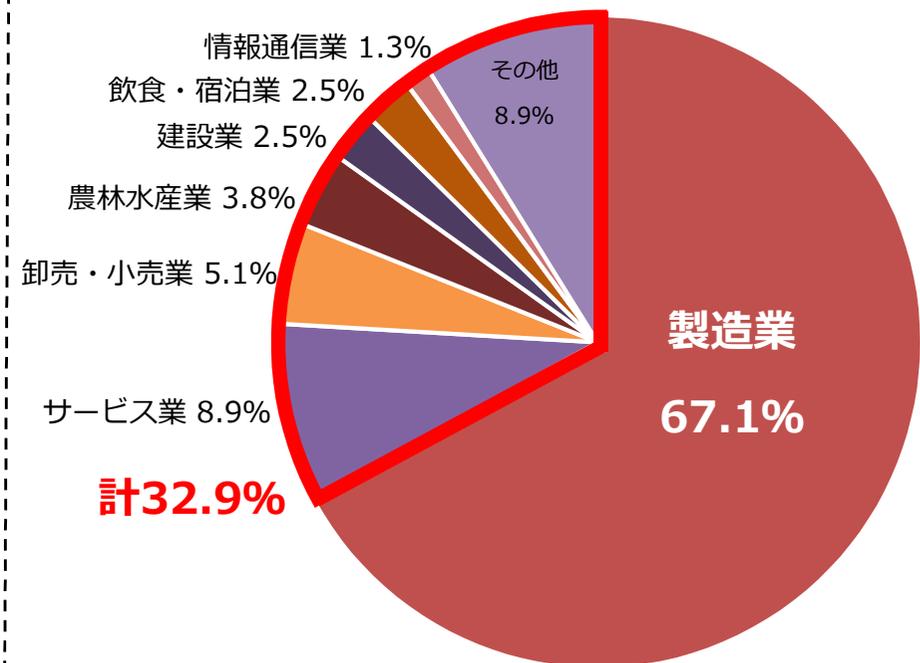
### 新分野進出先の内訳



## ■ 製造業の新分野進出の状況



### 新分野進出先の内訳



※ ここでいう「新分野進出」とは、従来と異なる市場を狙って新たなサービスを提供することをいう

出典：日本政策金融公庫「中小企業の新事業展開に関する調査」(H25.8時点)

# 地域の建設企業の地方創生への取組

## 事例1 林建協働 欧州型林業モデル林構築を目指して

### 事業概要

岐阜県高山市 たかやま林業・建設業協同組合

- 当組合は、森林組合と建設業の協働による地域の森林整備・木材生産と建設業の複業化の推進を目的として平成22年に設立。
- 先進的な欧州型林業の思想を取り入れ、トラクター式の林業機械を活用できる「欧州型作業道」を導入し、効率的な搬出作業を可能に。
- また、地域の基幹産業である林業経営に建設業の技術(作業道整備)を活かして、建設業としての業務も増加し、雇用の維持・創出に寄与。



同協同組合による伐採作業の様子

## 事例2 北陸新幹線の金沢延伸を機に金沢風情にこだわったホテルを開業

### 事業概要

石川県金沢市 (株)高田組

- 金沢市では、北陸新幹線の金沢延伸による観光客の急増を受けて、市内の宿泊施設の不足が課題に。
- そうした中、(株)高田組では、金沢駅近くの市街地で騒音問題で移転させた生コンプラントの跡地の再利用も兼ねホテル業に進出し、新幹線の開業と同日の3月14日に開業。
- 庭園管理や施設管理等これまで培ってきた技能・技術を発揮し、効率的なホテル運営を行っている。また、雇用面では新たに25名を採用し、女性や高齢者の積極的な活用を実現。



同社が運営する金沢市内のホテル

## 事例3 「建設サービス業」の展開

### 事業概要

岡山県岡山市 (株)小坂田建設

- 中山間地域では住民の高齢化により身近なトラブルに対応する人手やサービスが不足。
- そうした中、(株)小坂田建設では、トイレの詰りや雨どいの修理、雨戸の張り替え、庭の除草といった家まわりのことから、墓地の清掃、蜂の巣の撤去など地域住民の日々の暮らしの中での困りごと全般にワンストップで対応する「建設サービス業」を展開。
- 地域住民の日々の暮らしの中から仕事を発掘し、「地域ニーズの受け皿企業」として事業を展開。



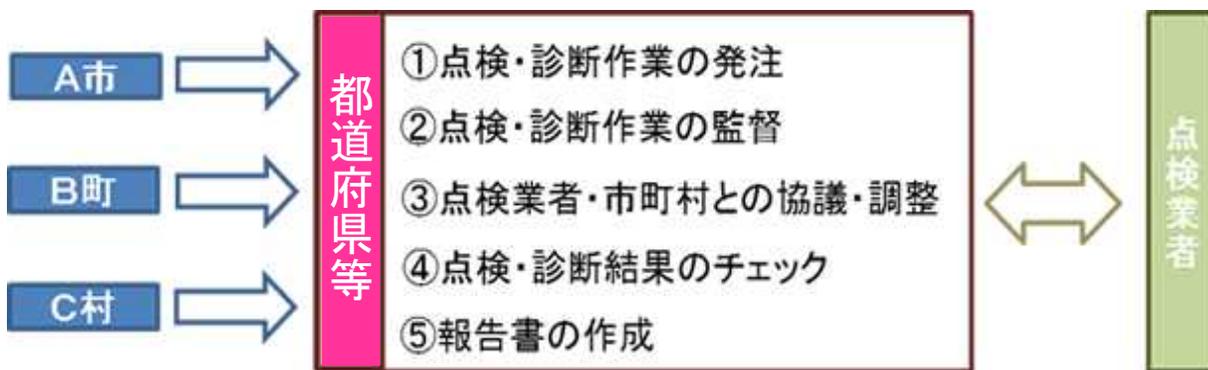
地域の交流の場を目指して開催される同社の「自社お仕事発表会」の様子

# 橋梁等の点検・診断業務の一括発注

- 市町村のマンパワー・技術力不足を補完するため、**各市町村が管理している橋梁等の点検・診断に関する発注関係事務を、都道府県等に一括して委託。**

➡ **都道府県等は、点検業者に発注し、業務委託契約を締結。**

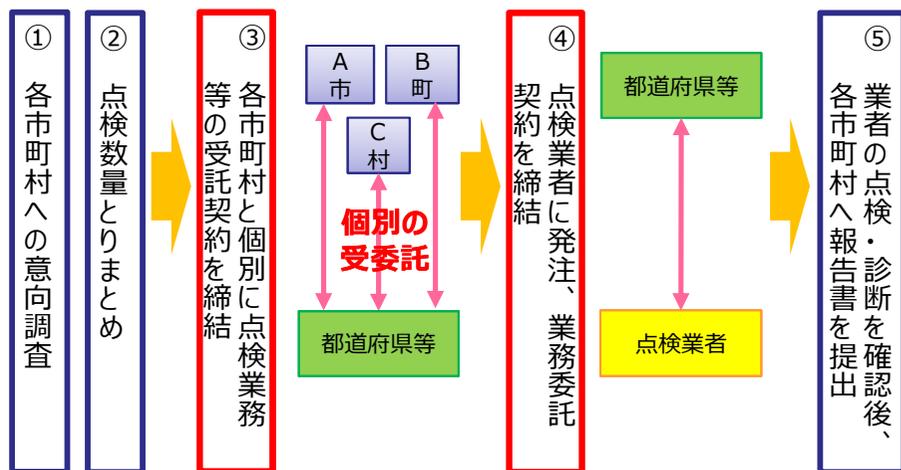
## 【イメージ図】



(関東地方整備局の管内)

都県名	一括発注を利用した地方公共団体数		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (H29.1未時点)
茨城県	8	15	20
栃木県	0	17	17
群馬県	16	16	18
埼玉県	0	1	4
千葉県	0	5	11
東京都	1	1	0
神奈川県	8	12	21
山梨県	2	11	13
長野県	0	17	37
<b>合計</b>	<b>35</b>	<b>95</b>	<b>141</b>

## 【都道府県等による手続の流れ】

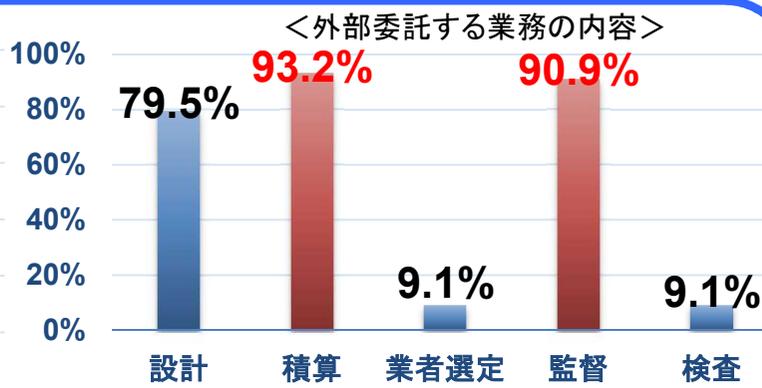
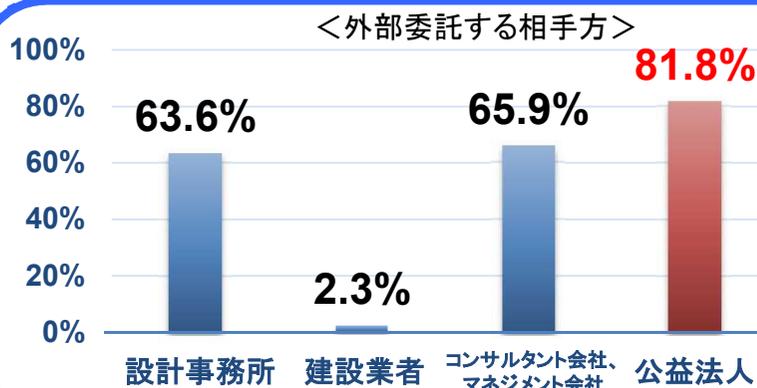


- 技術職員が不足している**市町村の事務負担が軽減**
- 従来は市町村が不定期に発注してきた業務を都道府県等が一括して早期発注することにより、コンサルの**作業工程に余裕が生まれ、点検・診断の精度が向上**
- 発注ロットの大型化により、関与する契約業者数が減少した分、市町村や業者ごとの**診断精度のバラツキが減少**
- 橋梁点検作業車をはじめとする**機材の運用効率が向上**

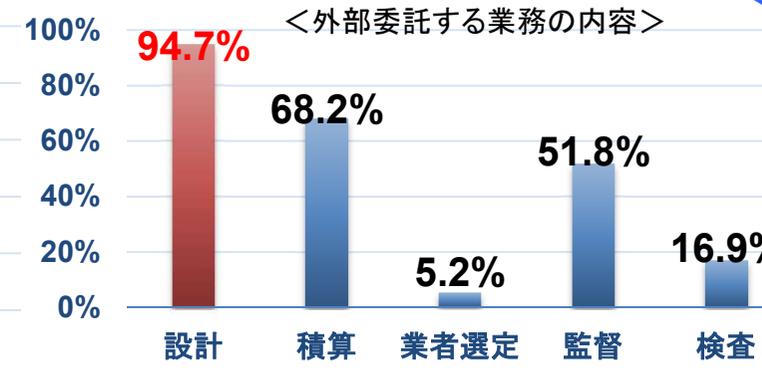
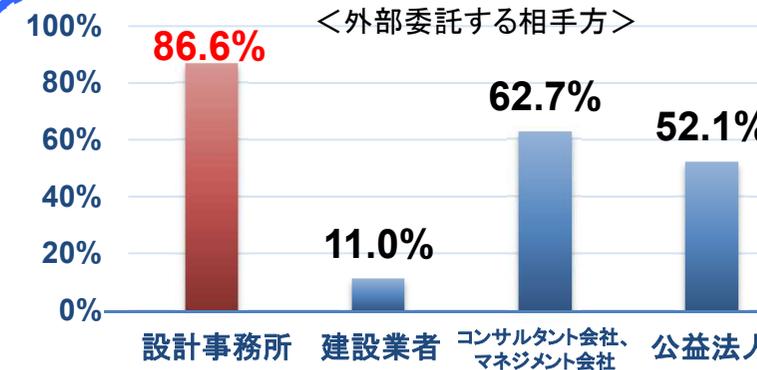
# 地方公共団体における発注関係事務の外部委託

- 発注関係事務の外部委託については、**都道府県レベルでは9割以上、市区町村レベルでは6割近く**の団体が活用している。
- 外部委託する相手方については、**都道府県レベルでは公益法人が8割以上、市区町村レベルでは設計事務所が9割近く**を占めている。
- 外部委託する業務の内容については、**都道府県レベルでは積算業務と監督業務が9割以上、市区町村レベルでは設計業務が9割以上**を占めている。

△都道府県▽



△市区町村▽



# 建設業団体・企業が市町村の体制補完を行う場合の課題等

- 市町村は、災害時に建設業団体や企業が発注体制を補完することは利点が多いと考えている一方、関係者間の役割分担や責任の所在を明確化することが課題と認識。
- 建設業団体・企業も、こうした課題に加え、委託業務に関する適正な価格設定、費用分担や適切な変更契約が行われることが必要と考えている。

## 市町村の意見

- 災害時には人員・資器材等の不足、情報の錯綜等の発生が想定されることから、被災地域全体の情報把握や関係機関との連携が可能な体制がある建設業団体・企業の働きは極めて重要
- 平時も関係機関と情報共有を行うことにより、災害時に迅速かつ円滑に災害対応に取り組める関係を構築することが必要
- 災害時には、建設業団体等が独自に道路パトロールやバリケードの設置、自治体への情報提供を行う仕組みがあれば、自治体側の迅速な対応に資すると考えられる
- 災害の規模によっては市町村だと対応しきれない場面も出てくると考えられるので、建設業団体等が自主的に行動できる仕組みづくりが必要ではないか
- 国庫負担の対象となる災害復旧工事との棲み分けや、第三者に及ぼした損害の責任の所在など、関係者間の役割分担や責任の所在については事前に明確化することが必要ではないか
- 道路など、市町村が管理者となっている公物の応急復旧については、災害協定を締結している建設業団体・企業が、必要な復旧の内容・方法や施工の緊急性等を自ら判断できることが重要

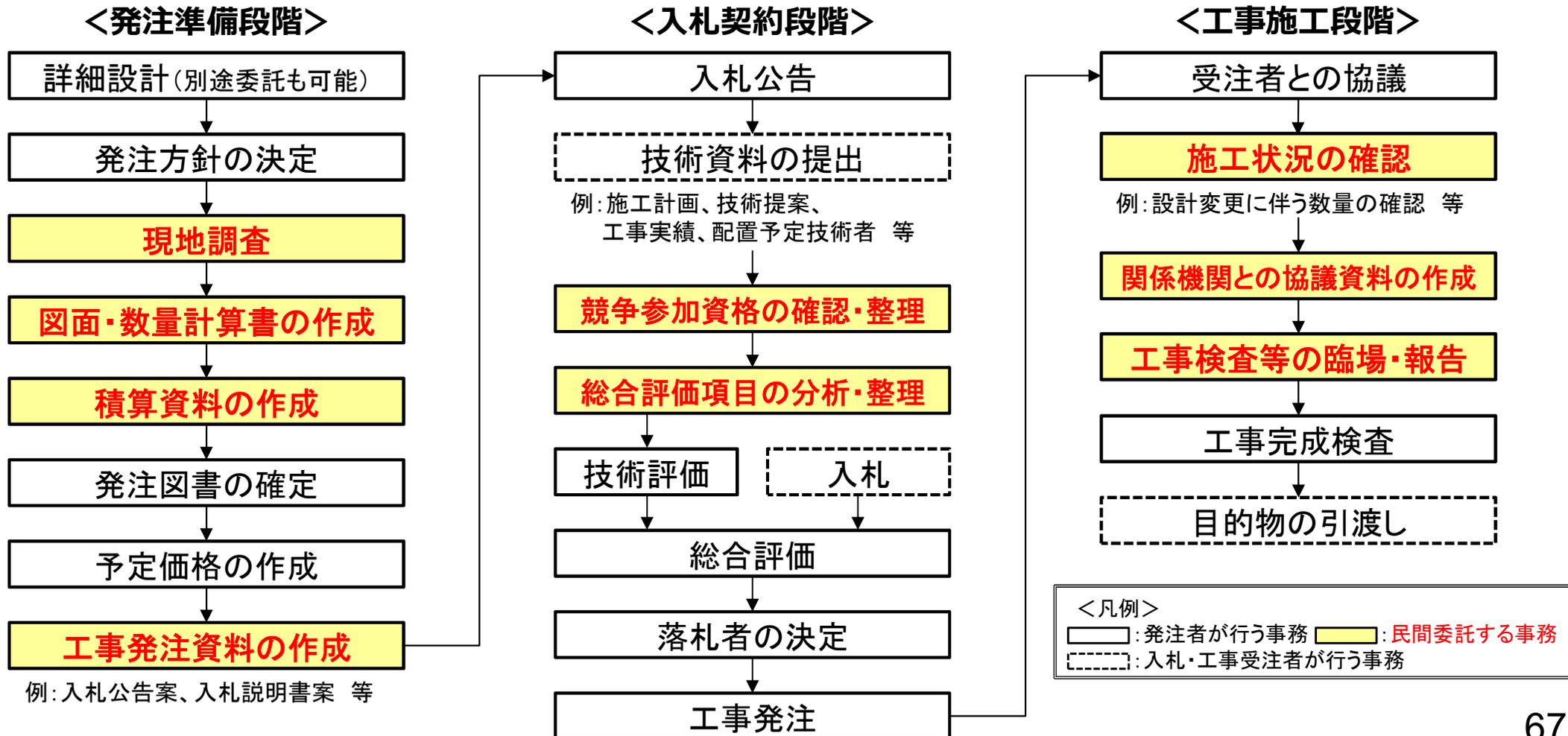
## 建設業団体・企業の意見

- 建設企業等が予め自治体と定めた範囲内で応急復旧を行ったとしても、自治体が考えている復旧範囲・方法等と齟齬をきたしたり、企業側が負担した費用が担保されない等の問題が生じるおそれ
- 現状だと責任の所在や権限移譲の範囲が不明確であることから、作業の内容・範囲や必要経費、優先順位、着手開始時期などを判断するための基準・手順を確立することが必要
- 発注者が建設業団体・企業と発注業務委託契約を締結する場合は、業務の具体的内容や事故・二次災害発生時等の責任範囲、守秘義務の扱いを明確化するほか、適正な予定価格を設定するとともに、その後も状況に応じた適切な変更契約を締結する必要
- 災害時に自治体の指揮命令系統が機能していない場合は、建設業団体・企業が自ら施工方法を選択し、費用負担が担保されないまま発注業務を行うのは難しいのではないか
- 市町村レベルでは、災害協定を締結している地元企業も被災していることが多いことから、ある程度広範囲にわたる協力体制を構築することが必要ではないか

# 発注関係事務の民間委託の範囲(国土交通省の事例)

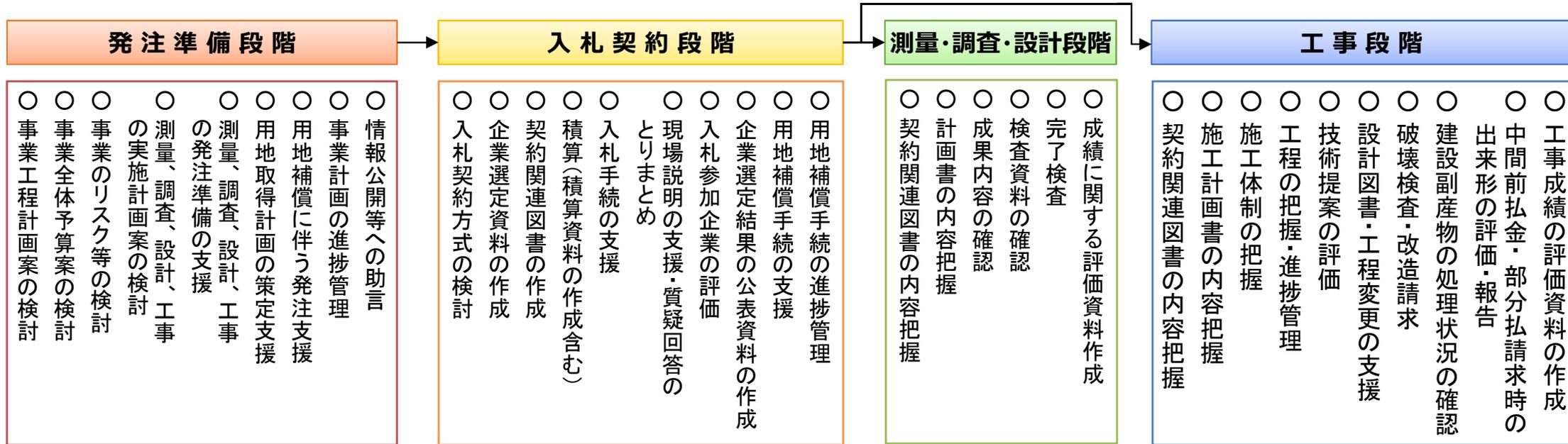
- 国土交通省では、公共サービス改革法(※)に基づき、発注準備、入札契約、工事施工の各段階における発注関係事務の一部の民間委託を実施。
- なお、同法に基づき発注関係事務の一部を受託した者はみなし公務員(§25②)となり、業務上知り得た秘密を漏洩・盗用した場合には懲役・罰金(§54)が課せられる。

※ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)



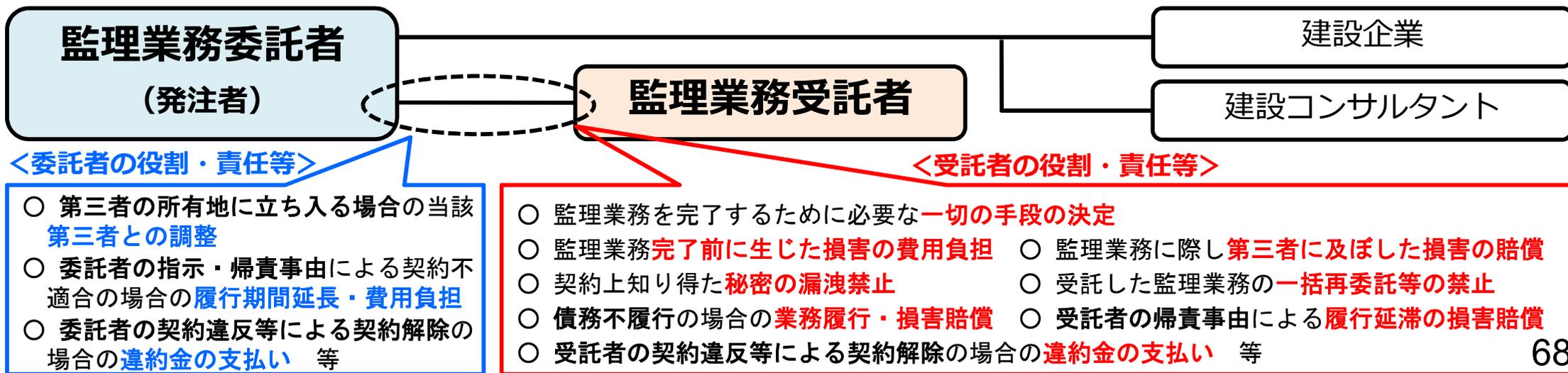
# CM業務の範囲・役割分担等(土木学会の事例)

## ■ 「監理業務共通仕様書」で定められている受託者が行う「監理業務」の範囲



※ このほか、受託者は、委託者との打合せを踏まえて監理業務に対する要求事項や関係者の構成、役割分担、事業の運営方針等について定めた「監理業務計画書」を作成するとともに、関係官公庁等に対する諸手続や地元協議、住民説明など、関係機関との調整を実施。

## ■ 「監理業務標準委託契約約款」で定められている受委託者間の役割・責任の分担



# 地域建設業に関する入札契約制度

## I 地域要件

- ・地域の建設業者の活用により円滑・効率的な施工が期待できる工事を対象に、地域の中小・中堅建設企業の育成や経営の安定化等を図る観点から、**近隣地域での工事実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする方法**

## II 総合評価落札方式

- ・工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

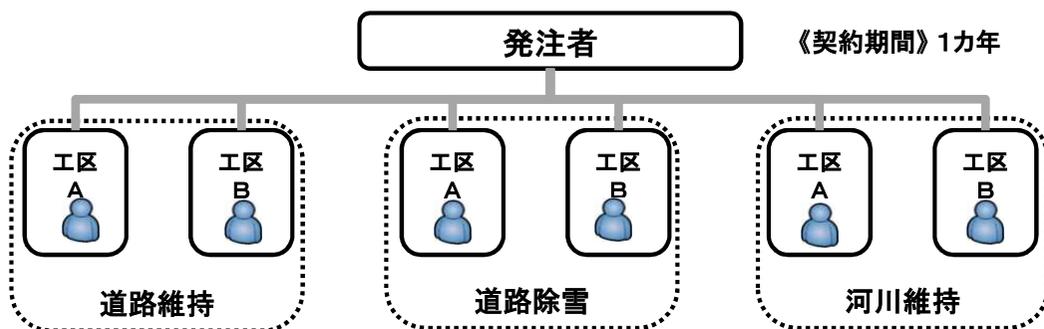
【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など
<b>地域精通度・貢献度等</b> に関する項目	<b>災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績</b> など

## III 地域における社会資本の維持管理に資する方式 (地域維持型契約方式)

- ・地域の社会資本の維持管理 (災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど) について、**包括的な事業の契約単位 (工種・工区・工期)** として、**地域企業による包括的な体制で実施する方式**

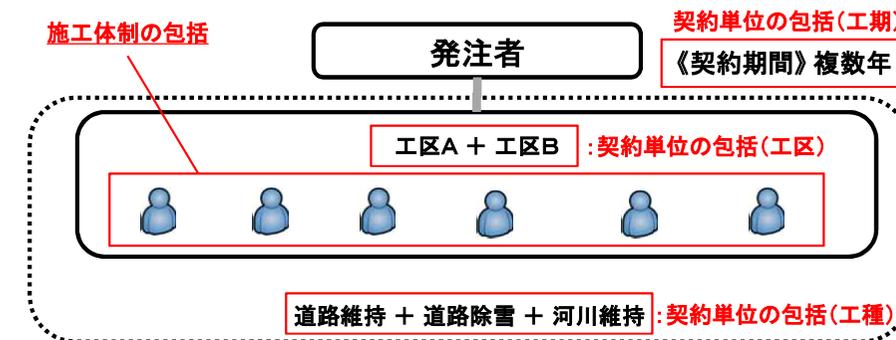
従来の方式(業務・工事を個別に発注)



(課題)

- ロットが小さく、施工が非効率
- 契約期間が長く、監理技術者の専任が負担
- オペレータ・機械が不足している地域では地域維持の担い手の確保が困難

地域維持型契約方式(複数年契約、一括発注、共同受注)

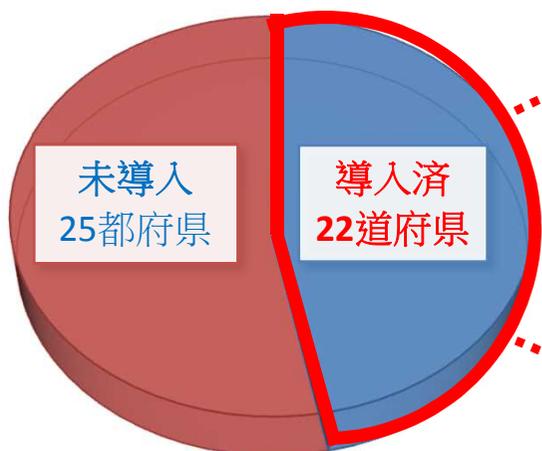


- (期待される効果)
- ロットの大型化により、施工効率が向上
  - 監理技術者の専任要件が緩和(地域維持型JVの場合)
  - 人・機械の有効活用による施工体制の安定的確保

# 地域維持型契約方式の導入状況等（平成28年度実績）

- 導入22道府県の約半数以上が契約総額10億円未満かつ契約件数10件未満であるところ、地域維持型契約が十分に浸透しているとは言い難い。
- 契約期間については、道路等維持管理事業では2年以上の工期がある案件が多く見られるが、除雪事業では1年未満のものが太宗を占めている。
- 契約総額については、道路維持管理事業と除雪事業との間に大きな差は見られないが、1件あたりの平均契約額では除雪事業のほうが高い（約4倍）なっている。

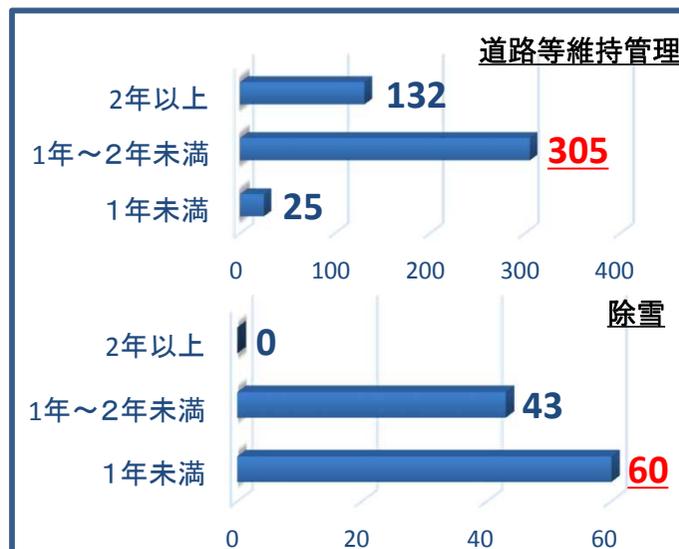
出典：ブロック別監理課長等会議事前アンケート調査（平成28年度下期）



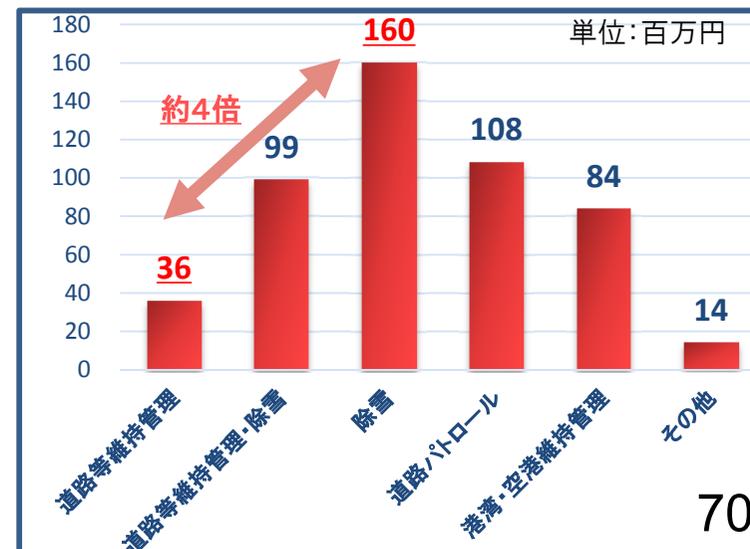
単位：百万円

業務内容	件数 (22団体合計)	契約総額 (22団体合計)
道路等維持管理	462	16,696
道路等維持管理・除雪	31	3,067
除雪	103	16,483
道路パトロール	17	1,837
港湾・空港維持管理	6	503
その他	9	126

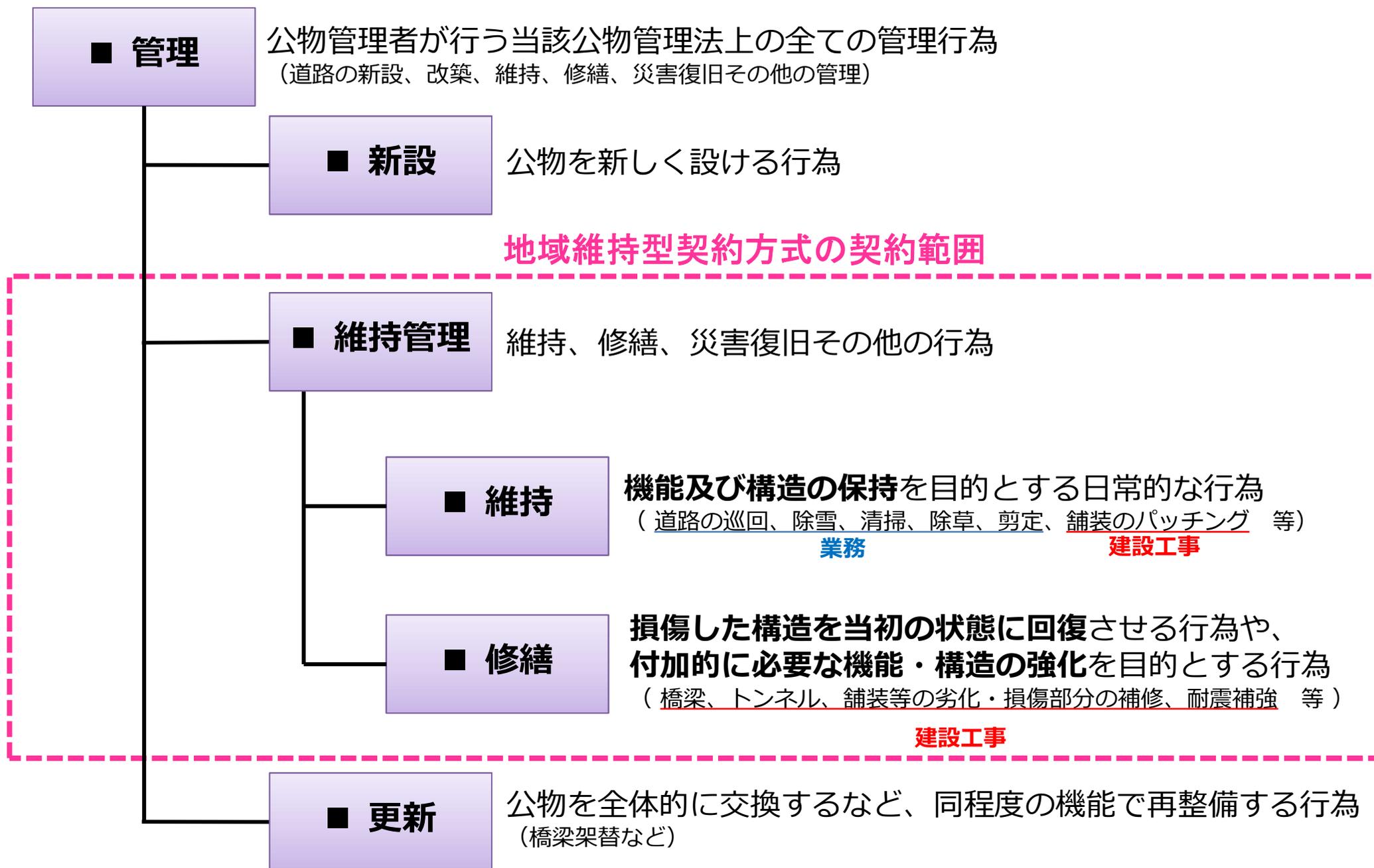
## 業務内容別工期内訳



## 1件あたりの平均契約額



# 地域維持型契約方式の契約範囲



# 都道府県における地域維持型契約方式の業務内容

○ 都道府県の地域維持型契約においては、内容面で工事・業務を包括して発注するケースが多いが、「業務」「工事」いずれの区分で発注するかは、それぞれのウエイトや予算制約上の事情などの理由により、団体ごとに判断が異なる。

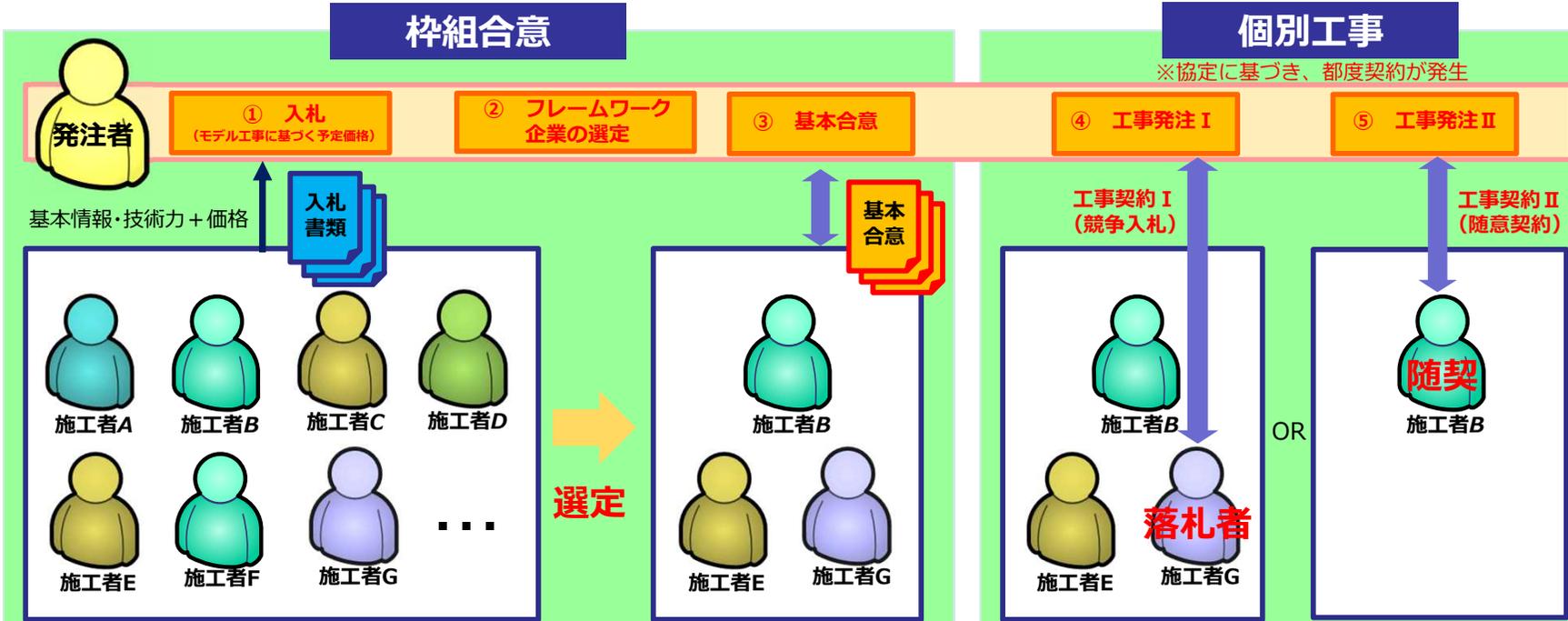
- ・「業務」発注でも、その内容に工事が含まれている場合には、建設業許可（土木一式工事）や工事の格付（一般土木C等級等）などを競争参加資格としている例が多い。
- ・「工事」発注でも、JV構成員が役務（巡回、除草、除雪等）のみを分担する場合には、当該構成員に**建設業許可等を不要としている例もある**。

都道府県名	工事件名	発注区分	業務	工事	競争参加資格
A	県道〇〇号外道路維持管理業務	工事	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">除草</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">道路清掃</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">道路維持修繕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">舗装維持修繕</div>	工種・格付：土木一式（各構成員） 建設業許可：土木一式
B	△△線他道路維持修繕工事他等2工事合冊 ※除草については業務委託契約	工事	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">倒木伐採・除草</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">除雪</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">落石、崩土の除去作業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">ポットホール処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">道路付属物の補修等</div>	工種・格付：土木一式Ⅲ等級以上 建設業許可：土木工事業に係る許可
C	土木施設維持修繕業務委託工事	工事	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">道路・河川パトロール</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">除草・植栽管理</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">落石、崩土の除去作業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">ポットホール処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">道路付属物の補修等</div>	工種・格付：建設工事（各構成員） 建設業許可：土木一式（代表者） 土木一式又は舗装（構成員） ※乙型の構成員が役務のみである場合、許可等は要しない
D	××道路管理業務委託	業務	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">除草・植栽管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">交通管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">除雪</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">道路維持修繕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">舗装維持修繕</div>	工種・格付：一般土木工事A（代表者のみ） 建設業許可：土木一式、とび・土工、造園、舗装 ※地域維持型JVの場合
E	土木事務所管内北部地域総合メンテナンス業務委託	業務	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">道路・河川パトロール</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">応急維持管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">砂防急傾斜地等維持管理</div>	工種・格付：一般土木工事A（代表者） 一般土木工事（構成員） 建設業許可：土木一式 ※地域維持型JVの場合

# 海外の入札契約方式の事例(枠組協定)

## 枠組協定(Framework Agreement)の概要

一定期間内に行う複数の事業について、あらかじめ入札で選定された業者の中から個別契約できる旨の協定を結ぶ方式 ※EU公共調達指令(2004年改正)



- 企業の**基本情報** (法務、財務、安全衛生) や**技術力** (品質、過去の実績、担当者の資格)、**入札価格**を踏まえ、枠組協定を締結する**企業を選定**。
- 協定の期間は、原則として**4年を超えてはならない**。
- 一事業者と協定を締結する場合、協定に**明示された条件に限定して** (発注) 契約することが必要。
- 複数業者と協定を締結する場合、**3者以上**であることが必要。

※ EU公共調達指令で規定されている

- **個別工事の発注**において、協定締結企業の中から**受注者を選定** (競争入札や随契)。
- **価格提案のみを提出** (企業の技術力や財務状況は、協定締結の時点で評価)。
- 随意契約の条件や受注者の特定方法、次順位者への移行方法等については、協定締結の際に明示。

※ 同左

## 期待される効果

- 受発注者の事務負担の軽減
- 受発注者間の良好なパートナーシップ形成
- 複数年にわたり受注者が計画を立てやすいため、企業経営の安定化に寄与

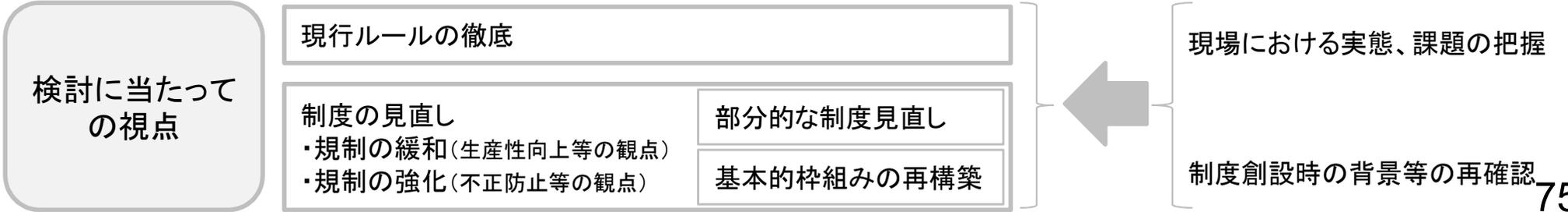
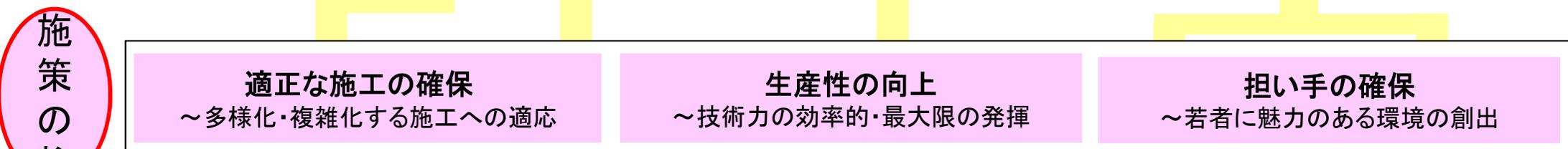
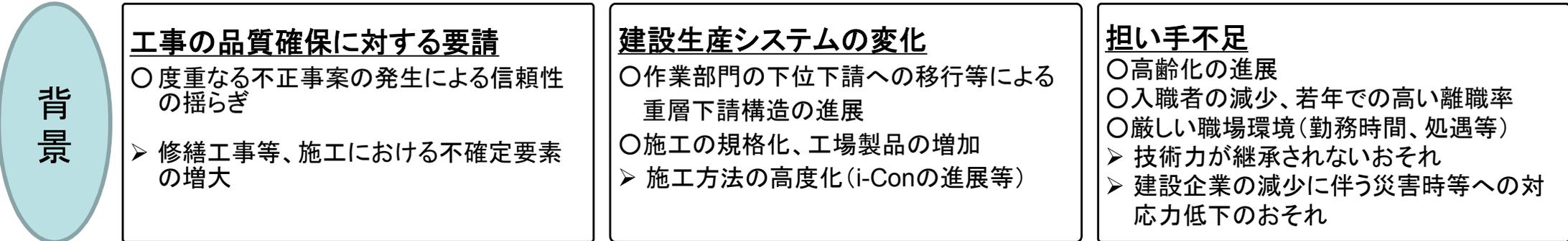
## 課題

- 協定から除外された企業が、競争に参加できない
- 協定内での競争入札に勝てない企業が、競争モチベーションを失ってしまう可能性

## 5. 技術者制度

---

# 適正な施工確保のための技術者制度検討会 とりまとめ概要①



# 適正な施工確保のための技術者制度検討会 とりまとめ概要②

## 背景・課題

## 具体的方策

○修繕工事等、施工における不確定要素が今後増大  
⇒最低限の品質確保のみならず、品質向上の観点も今後重要

○技術力の評価、技術力向上に関する課題  
・実務経験により習得された技術力の程度を統一的に評価することは不可能  
・技術者は常に最新の技術を習得するのが当然と考えられるが、その程度は各技術者の自主性に委ねられているのが現状

○度重なる不正事案の発生による信頼性の揺らぎ  
⇒技術者の役割が全うされ、適正な施工がなされるよう、確認行為の充実等が必要

○不正行為の防止等に関する課題  
・法令で規定している事項についてさえ、十分なチェックがなされていない部分が散見（実務経験により主任技術者の資格を有している者は、その人数さえ把握不可能）  
・建設生産に関わる多様な企業が参入し、結果として重層下請構造が加速され、各企業の技術者の責任分担が不明確化

### ①高い能力を有する技術者の育成 ～技術者の地位向上に向けて

- 信頼性・専門性の高い資格保有者の輩出と現場への配置推進
  - ・監理技術者、主任技術者における公的資格保有者の配置推進
  - ・国家資格が無い業種に対する国家資格の創設（まずは「電気通信工事」の技術検定を創設）
  - ・主任技術者要件として民間資格の認定推進
- 技術者の能力向上 ～施工技術等の進展への適応
  - ・継続的な技術研鑽が行われる仕組みづくり（CPDの活用も検討）
- より高い能力を有する者が評価される環境の整備
  - ・難易度の高い工事等への有能な技術者の配置の推奨
  - ・有能な技術者がいる企業が評価・選定される環境整備（個々の技術者の実績等の見える化の検討）



### ②適正な施工の徹底 ～技術者の役割の全う

- 適正な能力を有した技術者の配置の徹底
  - ・技術者資格の確認制度の対象拡充（当面は、元請企業の主任技術者への対象拡充）
- 法令で義務化された事項の運用徹底
  - ・技術者配置等に関するチェックシステムの厳格な運用・内容の充実（他のデータベースとの融合等）
- 不正行為による施工不良事案の根絶
  - ・悪質な不正行為に対して、経営者と技術者の責任分担を踏まえたペナルティの充実、技術者倫理意識の醸成
- 建設企業以外の者の役割の明確化
  - ・技術者を配置しないメーカーや商社等についての請負契約からの除外
  - ・明らかな不正行為を行った場合の工場製品製造者等に対する行政関与制度の創設

## 背景・課題

## 具体的方策

○建設生産システムが大きく変化する中、**現状と制度の乖離**が顕在化（特に下請企業の部分）  
 ⇒**全ての契約を「請負契約」とみなしている現行制度について検証**

○**現場における実態**

- ・1次下請が参加しない場合が多い日々の打合せなど、制度の趣旨とは異なる運用がなされている部分が散見
- ・作業のみを行う末端の下請企業を含めた全ての企業での主任技術者の配置など、制度に合わせるために、非生産的な労力をかけているとの意見もあり

○**制度創設時の背景等**

- ・封建的、片務的な契約から脱却し、建設業の近代化を目標
- ・請負契約を基本としつつ、民法の規定をそのまま適用することは建設工事の実態に馴染まないことから、建設業版の請負制度を構築
- ・これらは発注者と元請企業間の契約が主眼に置かれ、それ以下の契約についての議論は確認されず

⇒**全ての契約を同一の規律とする必然性は無いのではないか**

## ③技術者制度の基本的枠組みの再構築

○**元請企業と下請企業の区分け**

- ・「発注者と元請企業」と「元請企業と下請企業、等」の関係を分けて技術者制度を整理
- ・「元請企業の主任技術者」と「下請企業の主任技術者」の区分明確化を検討（それぞれの役割を踏まえた資格要件見直しも検討）

○**元請企業・下請企業の施工体制の新たな枠組みの導入**

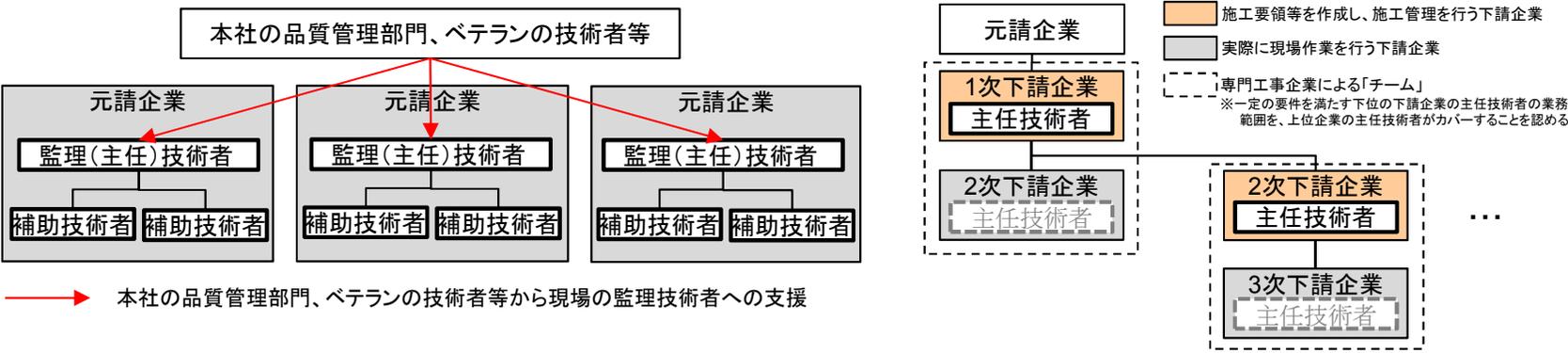
- ・監理技術者・主任技術者だけでなく、現場工事に携わる者（現場代理人、職長、等）の役割、位置付けを明確化

**【元請企業の施工体制】**  
 ～元請企業内での「チーム」による施工を支援する環境づくり

- ・難易度の低い工事等について、本社等の支援を受ける前提で、若手の監理技術者の配置を推奨
- ・監理技術者の下での補助技術者の実績等の評価
- ・難易度の高い工事等については、特に有能な技術者を監理技術者に配置することを推奨  
 （そのため技術者の実績等が見える化できる仕組みを検討）

**【下請企業の施工体制】**  
 ～複数の専門工事企業による「チーム」を前提にした制度構築

- ・主任技術者の配置について、「チーム単位」という概念を導入
- ・一定の要件を満たす下位の下請企業の主任技術者について、上位企業の主任技術者がその業務範囲をカバーすることを認める例外規定を創設  
 （労働法制等を踏まえて引き続き詳細を検討）



※**具体的な制度の再構築（監理技術者の配置要件、技術者の専任要件の見直し、等）に向けた検討が今後必要**

- ・上記を踏まえた、専任が必要な技術者の対象等についての再検証
- ・現在の「工事の規模、工事目的物の種類、公共性」といった視点に加えた、「各企業の工事内容や対応」という視点の導入可能性

## 背景・課題

## 具体的方策

○高齢化の進展、入職者の減少、若年での高い離職率

⇒働き方改革、戦略的な広報等の取り組みと併せ、資格取得が就職等でのインセンティブとなるなど、担い手確保という観点からも効果があるとの考えのもと、技術検定制度の面からの取り組みについて検討

○技術検定制度における課題

- ・業務や学校行事との関係から、受検機会の拡大を求める声
- ・実地試験不合格後、再度学科試験にチャレンジする者は稀少
- ・他業種からの転職、普通高校からの入職等が増大している中、受検資格を得るまでの期間が長すぎるとの声

○若年者の登用に関する課題

- ・監理技術者等のみに法令上の明確な位置付け等があるため、若いうちから責任のある立場としての経験を積みにくい環境

○厳しい職場環境

⇒厳しい職場環境が担い手確保の障壁の一因と考えられるため、働き方改革を推進

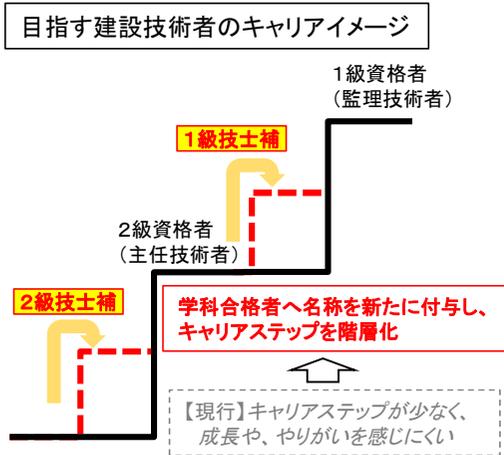
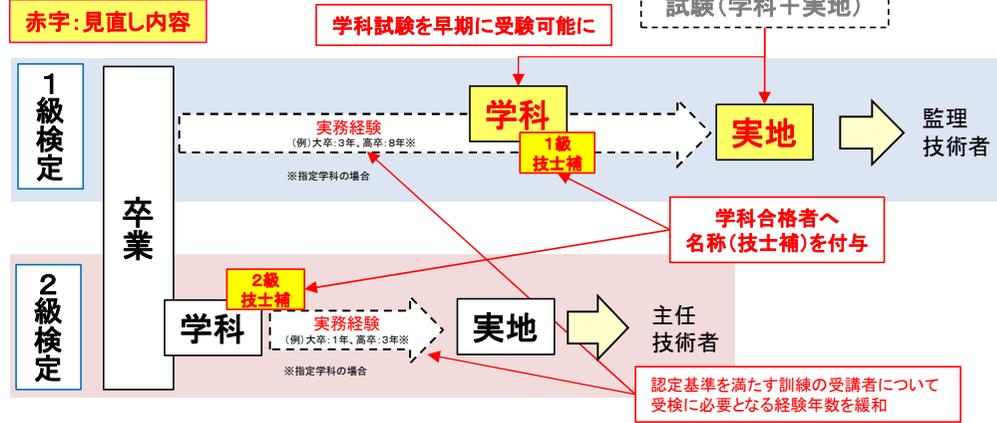
○職場環境に関する課題

- ・元請の監理技術者等、特定の技術者に業務が集中する傾向。要因として書類作成業務を挙げる声も多い
- ・限られた技術者の有効活用を求める声

## ④若年齢から活躍できる機会の付与

- 技術検定制度の改革 ～早期資格取得へのチャンスの拡大
- ・受験機会を拡大するため、試験の年2回化（当面は2級学科試験）や1級学科試験の受検早期化
  - ・若年層のモチベーション向上の観点から、技士補制度の創設により、キャリアステップが見える化・階層化。併せて、実地試験受検における学科試験免除回数を増大。
  - ・現場での実務習得機会が困難になっている現状を踏まえた、職業訓練の実務経験年数への算入
- 若手技術者の現場登用機会の創出
- ・2級施工管理技士取得済みの1級施工管理技士補取得者について、監理技術者の補助との位置付けの付与、実績の評価等の仕組みを導入

### 今後の見直しイメージ



## ⑤働き方改革(職場環境の改善等)の推進

- 施工管理に携わる技術者の業務の改善
- ・補助技術者の配置、本社による支援等、監理技術者が担う業務を元請企業全体でサポートしやすい環境の整備
  - ・長時間労働の要因の一つである工事関係書類等について、ICTの活用等による作成業務の軽減、簡素化（監理技術者資格者証情報の活用等）

- 技術者の効率的な活用
- ・技術者の途中交代、営業所専任技術者のあり方、企業集団に関する技術者の有効活用方策を検討